

第8回研究会資料

～プラットフォーム関係～

目次

1 ICTプラットフォームの射程

1-1 ネットワークの役割変化と「プラットフォーム機能」	4
1-2 ICTプラットフォームの「定義」（社会機能的アプローチ）と提供機能例	5
（参考）ユビキタスネットワークのICT市場（プラットフォーム）	6
1-3 プラットフォーム機能の類型化	7
（参考1）プラットフォーム機能の整理	
① レイヤー構造での例示	8
② 機能別類型に該当する機能例	9
（参考2）プラットフォームを中心とするICTサービス構造	
① 音楽配信の例	10
② 検索エンジンの例	11
1-4 プラットフォームの経済効果（事例）	12

2 現行法制上の規律体系

2-1 ICTプラットフォームに係る現在の通信・放送法制上のサービス規律	14
（参考1）現行の指定電気通信設備制度の枠組み	15
（参考2）「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」（案）について	16
2-2 CSプラットフォーム関係の放送法制・改正イメージ	17
（参考）放送型映像配信に係る事業構造比較	18
2-3 その他のICTプラットフォームに関連する措置例（独占禁止法関係）	19

3 ICTプラットフォームの特質

3-1 「ICTプラットフォーム」のネットワーク外部性について	21
（参考）ICTにおけるネットワーク外部性について	22
3-2 プラットフォームの産業構造	
①CS放送プラットフォーム	23
②ネット関係	24
（参考1）電気通信アクセス網の産業構造	25
（参考2）インターネット・サービス・ポータルに関するアクセス状況	26
3-3 プラットフォーム保有事業者に係る事例（ネット関係）	27
3-4 「ICTプラットフォーム」の二面性	28

4 市場支配力濫用に対する対応等

4-1 不可欠施設等に関する議論	30
4-2 技術標準等に関する公正競争上の議論	31
4-3 不可欠設備規律に関するEUの状況	32
4-4 不可欠設備規律とEU通信法制	33
（参考1）EU電子通信規制パッケージ	34
（参考2）SMPの概念・評価方法	35
（参考3）SMP事業者に対して課される義務	36
4-5 欧州における放送プラットフォーム規律の概要	37
4-6 不可欠設備規律に関する米国の状況	38
4-7 「ネットワークの中立性」に関する米国FCCの政策表明（05年8月）	39
4-8 諸外国の対応例（マイクロソフトの例）	40
4-9 諸外国の対応例（アップルの例）	42

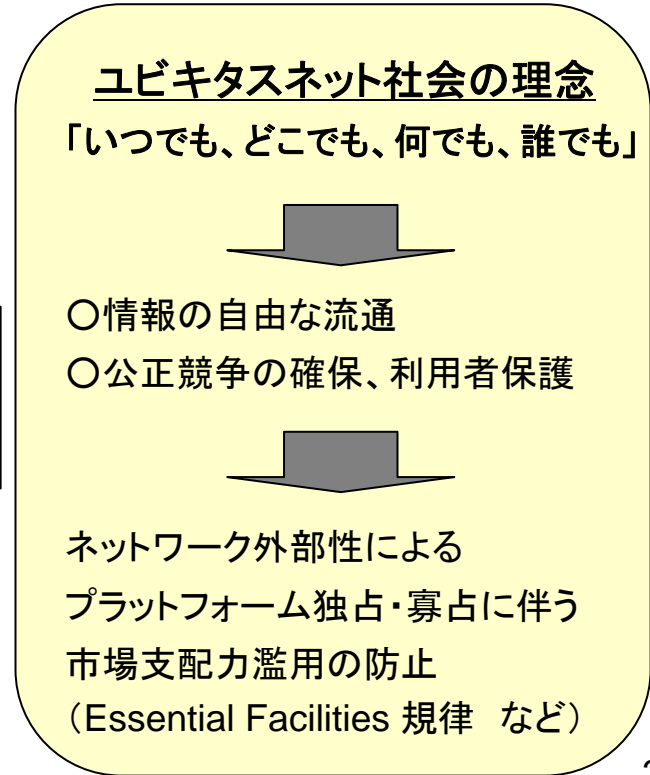
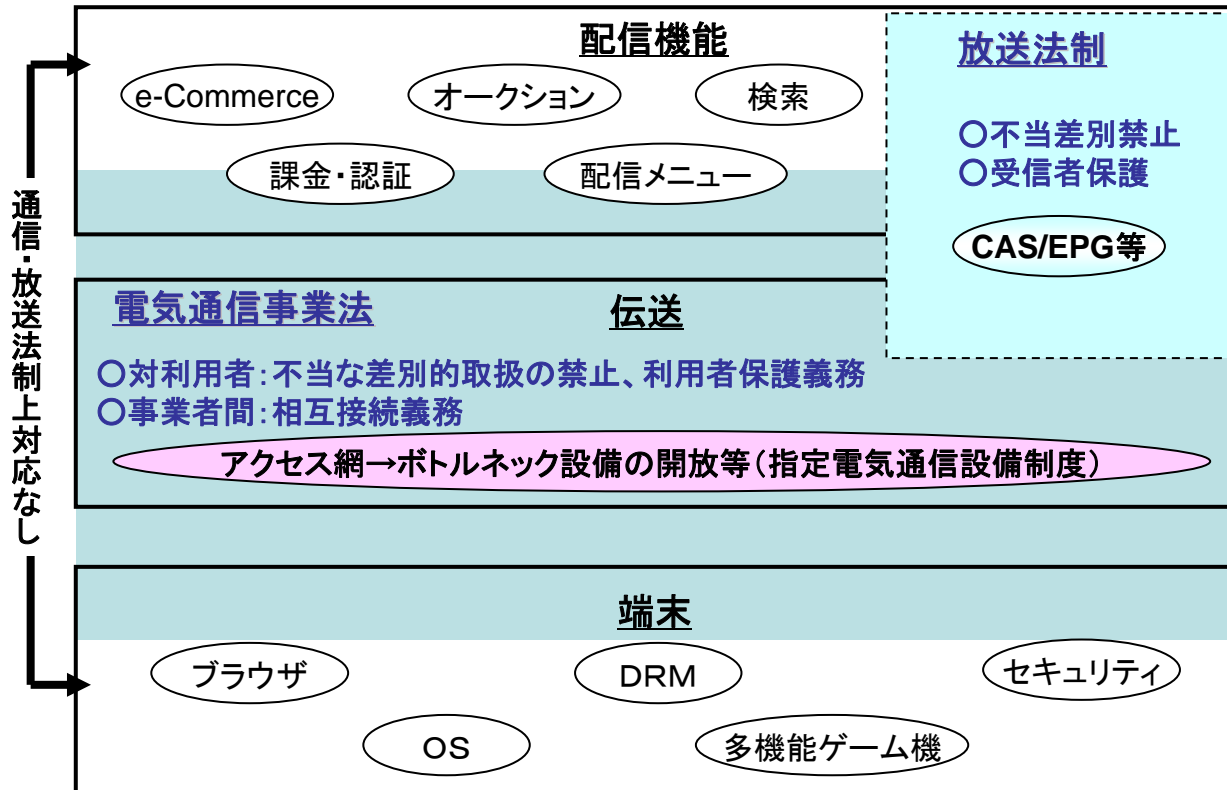
5 普及性を確保すべきプラットフォーム機能

（セキュリティ（ホットネット対策）の例）	43
----------------------	----

問題意識

- ◆通信・放送の融合環境下におけるICTネットワークの利用形態
 - 「通信(コミュニケーション)」利用から、「コンテンツ配信・商取引基盤」に重点が移動(放送の伝送路多様化もその一類型)
 - 物理的な電気通信設備のみならず、それを実現する各種プラットフォーム機能の重要性が増大
- ◆ICTネットワークにおけるプラットフォーム機能は「独占化・寡占化」する傾向 → 新たな「ボトルネック」の発生
必要不可欠な機能を梃子に他のレイヤーにおいて独占力を働かせる事例も
 - 「情報の自由な流通」「すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受」(IT基本法3条)という観点から問題に
- ◆現在、電気通信事業法では、ボトルネック設備等に対する市場支配力濫用規制(指定電気通信設備制度)があるが、伝送路の融合が進む中で、プラットフォーム規律をどう考えるべきか？

【現行法制(サービス規律関係)】

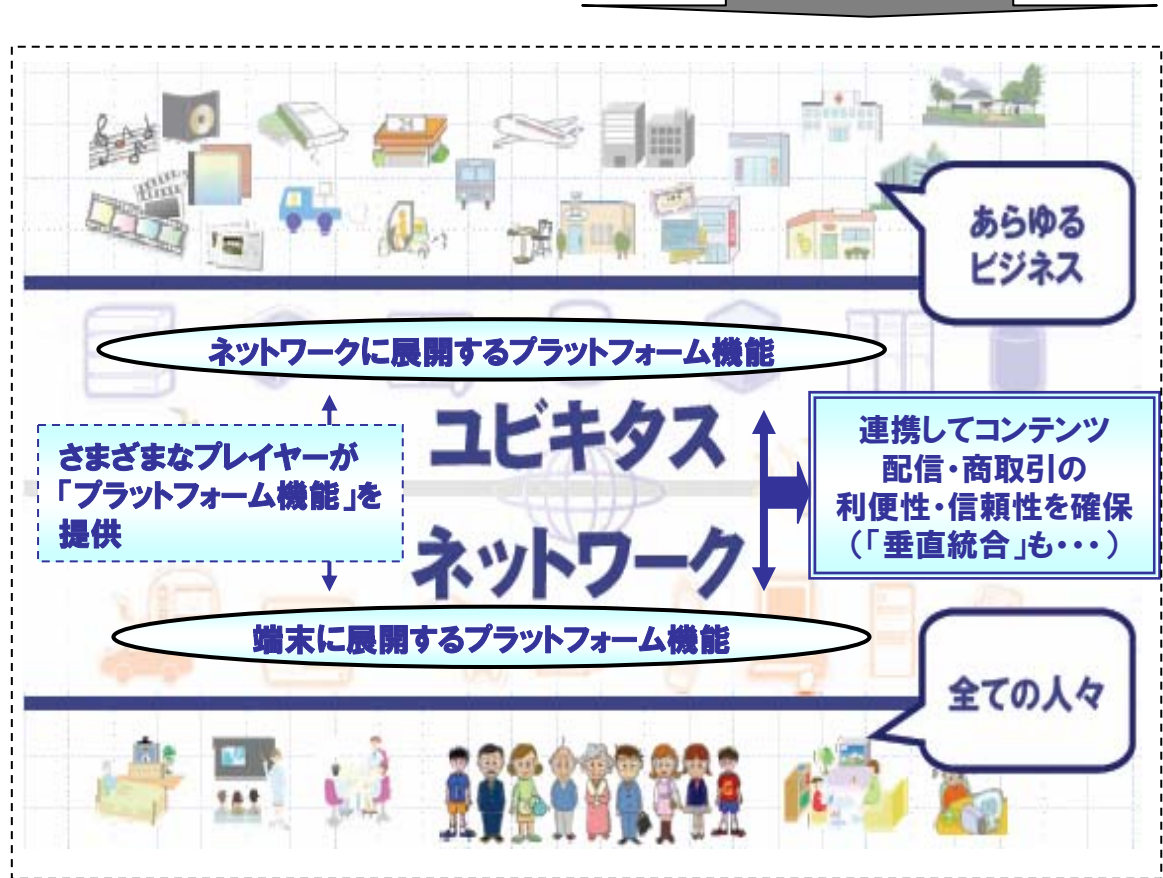
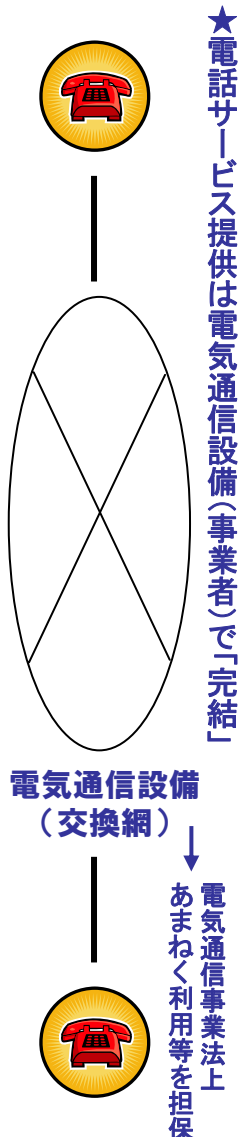


1 ICTプラットフォームの射程

1-1 ネットワークの役割変化と「プラットフォーム機能」

「電話」
ネットワーク

通信・放送の融合(「完全デジタル」) → 「ユビキタスネットワーク」への移行
「通信(communication)インフラ」から「コンテンツ配信・商取引インフラ」への役割(重点)変化



物理的な電気通信設備と連携して、利便性の高い安全・安心なコンテンツ配信・商取引利用を実現するものが、ポータル、ユーザ認証、著作権管理システムなど設備性を伴わない「プラットフォーム機能」

「ユビキタス」の政策理念を制度上どうルール化すべきか？

- (表現の自由)
情報の自由な流通
- 公正競争の確保
- 利用者保護
- イノベーションの促進
- ...
- 情報通信技術の恵沢のあまねく享受※

※ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 第3条(すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現)
高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

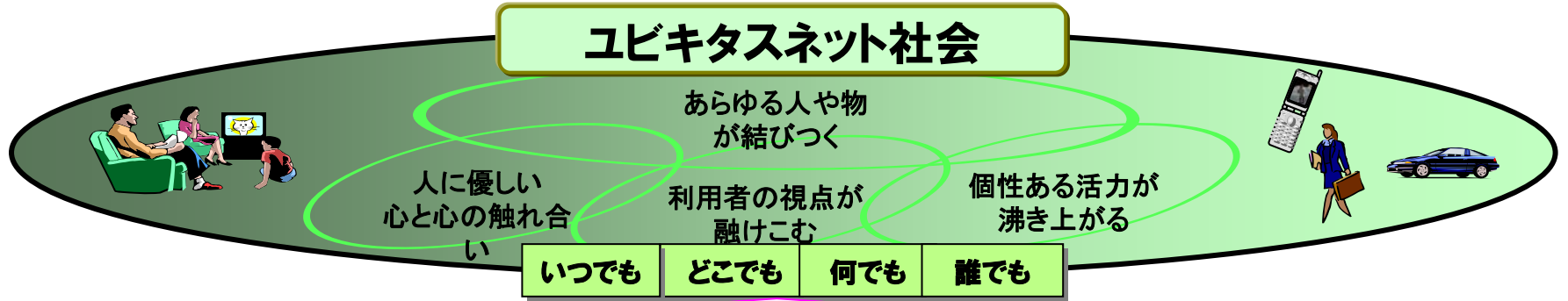
1-2 ICTプラットフォームの「定義」(社会機能的アプローチ)と提供機能例

認証、決済、著作権管理、検索、評価、配信、取引手順、信頼性確保等の、ネット上の商取引に必要な基本機能を統合し、ブラックボックス性とオープン性の適切な組み合わせによって収益を生み出す共通業務基盤

プラットフォームの機能内容			
アプリケーション利用に係る取引仲介機能	アプリケーション利用者・提供者の信頼性を担保して、取引を円滑に行う機能 例) ネット通販、ネットオークション	アプリケーション提供の与信機能	ネットワーク上のアプリケーションが真正の事業から提供されている事と信する機能 例) PKI、インターネットマーク
アプリケーションを集約化するポータル機能	アプリケーションをユーザーが利用しやすいように整理・分類・集約してメニュー化する機能 例) 各種ポータルサイト	取引手順やデータ形式等のシステム基盤機能	低コストで電子商取引が行えるために、業界等で取引手順や扱うデータ形式を整備・統一する 例) EDI、XBRL (eXtensible Business Report Language)
ユーザーの本人確認等の認証機能	ユーザーが本人かどうかを認証して、なりすまし防止する機能 例) 民間認証局、公的個人認証基盤	価格形成や品質評価等の市場機能	消費者同士の情報交換により、価格形成や品質評価が行われる機能 例) 価格比較・商品情報サイト
ユーザーに対する契約・課金等の代行機能	日本中、世界中の店舗で特別な手続きなしに財・サービスを購入することができるように契約・課金を代行する機能 例) クレジットカード、電子マネー	著作権等の知的財産権管理機能	デジタルコンテンツのコピープロテクションを含める知的財産権を保護・管理する機能 例) DRM、XrML (eXtensible rights Markup Language)

出所)総務省、ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会、2005年8月と産業構造審議会、情報経済・産業ビジョン、2005年4月より作成

ユビキタスネット社会



ICT産業



1-3 プラットフォーム機能の類型化

OICTネットワークにおける情報の「生産」→「流通」→「消費」の流れのなかで、レイヤ別にプラットフォーム機能を類型化すると、例えば以下のような分類が可能。

1 サービスポータル

- ・インターネット上で、利用者がコンテンツや商品を、閲覧・購買する際に利用するサイトや、情報の交換・コミュニケーションを行うサイトを分類している。
- ・利用者が具体的な商品・情報等を手に入れる場所であり、商店・商品が集まるほどに消費者も集まり、そのことで商店・商品等が増えるというネットワーク外部性が生じる構造にある。

〔具体例〕

－オークション: Yahooオークション、楽天フリマ、BIDDERSで90%のシェア

2 アクセスプラットフォーム

- ・インターネット上で、利用者がコンテンツや商品についての情報に到達するために、利用するプラットフォームを分類している。利用者の増加に応じて、データの蓄積等が進み、当該プラットフォーム利用により目的情報に到達する精度が向上する。
- ・コンテンツ配信サービスについても、具体的な商品を検索する窓口として、アクセスプラットフォームに準じるものとして分類している。

〔具体例〕

－検索エンジン: 日本ではYahoo検索のリーチが6割を超えている。

3 共通機能 / ポータルプラットフォーム

- ・インターネット上で商品の購入を行う際の決済機能や、あるサービスに加入する際の認証機能、コンテンツの複製を防ぐDRM、コンテンツのフォーマットなど、商品提供・購入等の基盤となるプラットフォームを分類している。多くの人が使う決済機能が、より多くの商店等で採用され、広がっていくことになる。

〔具体例〕

－課金決済: クレジットカード会社の利用が多くを占める(Yahoo等では独自決済機能を用意することで利便性をはかる)

－携帯決済: 携帯電話の認証・課金機能に組み込む方法がほぼ全てを占める

4 ネットワークサービス

- ・データのトラフィックや経路など、利用者がネットワークにアクセスする部分について制御しているプラットフォームを分類している。
- ・ルータ等が代表的なものになるが、これらの機器は基本的には標準的な仕様を守っているものの、メーカー独自のルールや、相性問題等もあることから、トップシェアを持つ機器メーカーのシェアが伸びる構造にある。

〔具体例〕

－トラフィック制御: 大容量コンテンツ配信の制御では、akamaiのシェアが大きい

－ルータ: ハイエンドのルータはCiscoがトップシェアを占める

5 端末プラットフォーム

- ・ネットワーク上のプラットフォーム機能と連携し、実際に利用者の利用する端末、およびその端末上で動作するソフトウェアを分類している
- ・利用者がこのプラットフォームで利用できるデータは、同じプラットフォームでしか動かないということも多く、利用者はより多くの人が使うプラットフォームへと移動する構造にある。

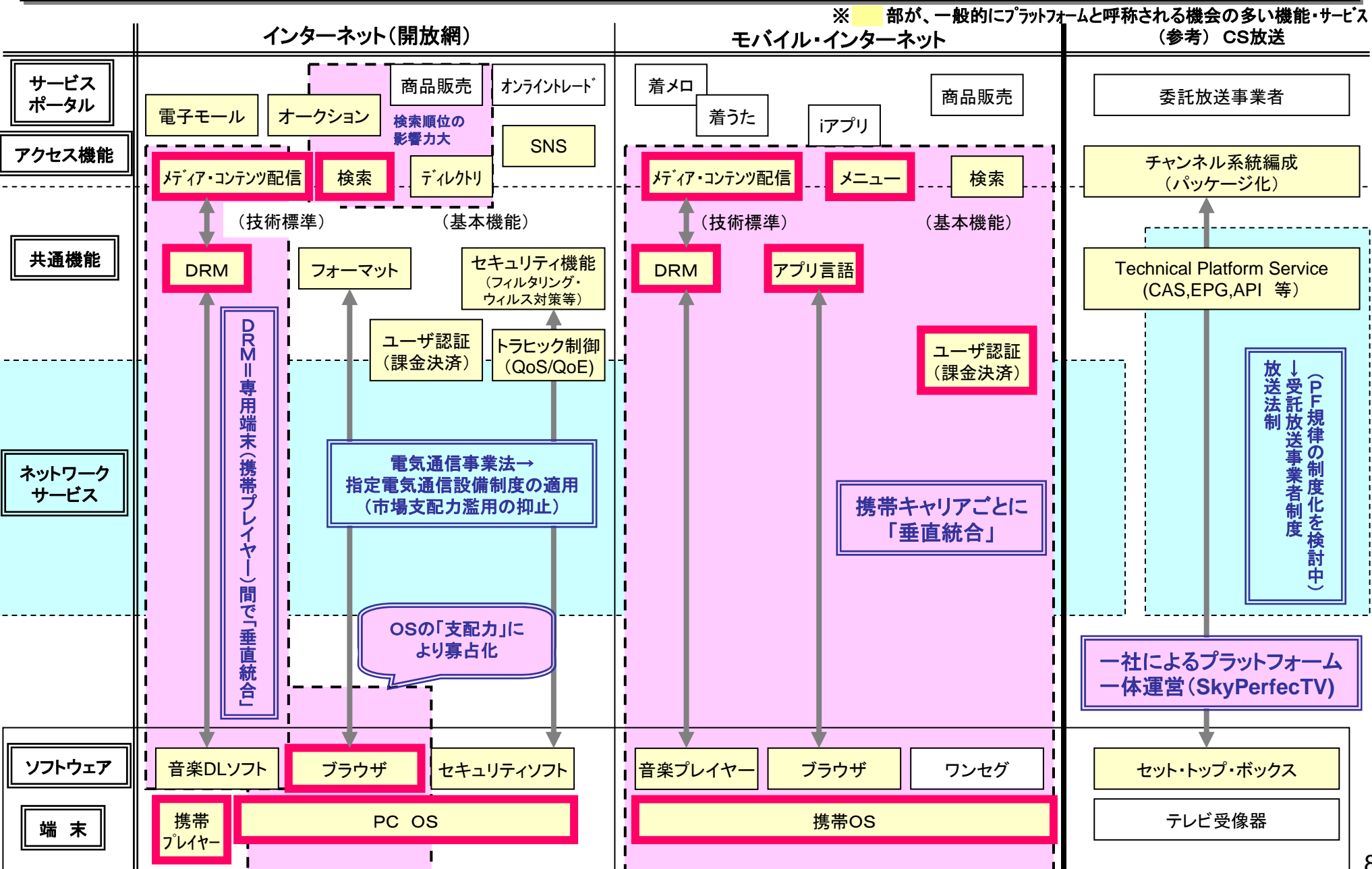
〔具体例〕

－携帯オーディオプレイヤー: HDD型でアップルが8割程度のシェアを持つ

－ブラウザ: Internet Explorerが市場の8割程度のシェアを持つ

(参考1)プラットフォーム機能の整理 ①レイヤー構造での例示

○ 有力企業は、コンテンツ流通の鍵となるプラットフォーム機能を軸に垂直統合型モデルを構築、流通構造に大きな影響力を及ぼしている。

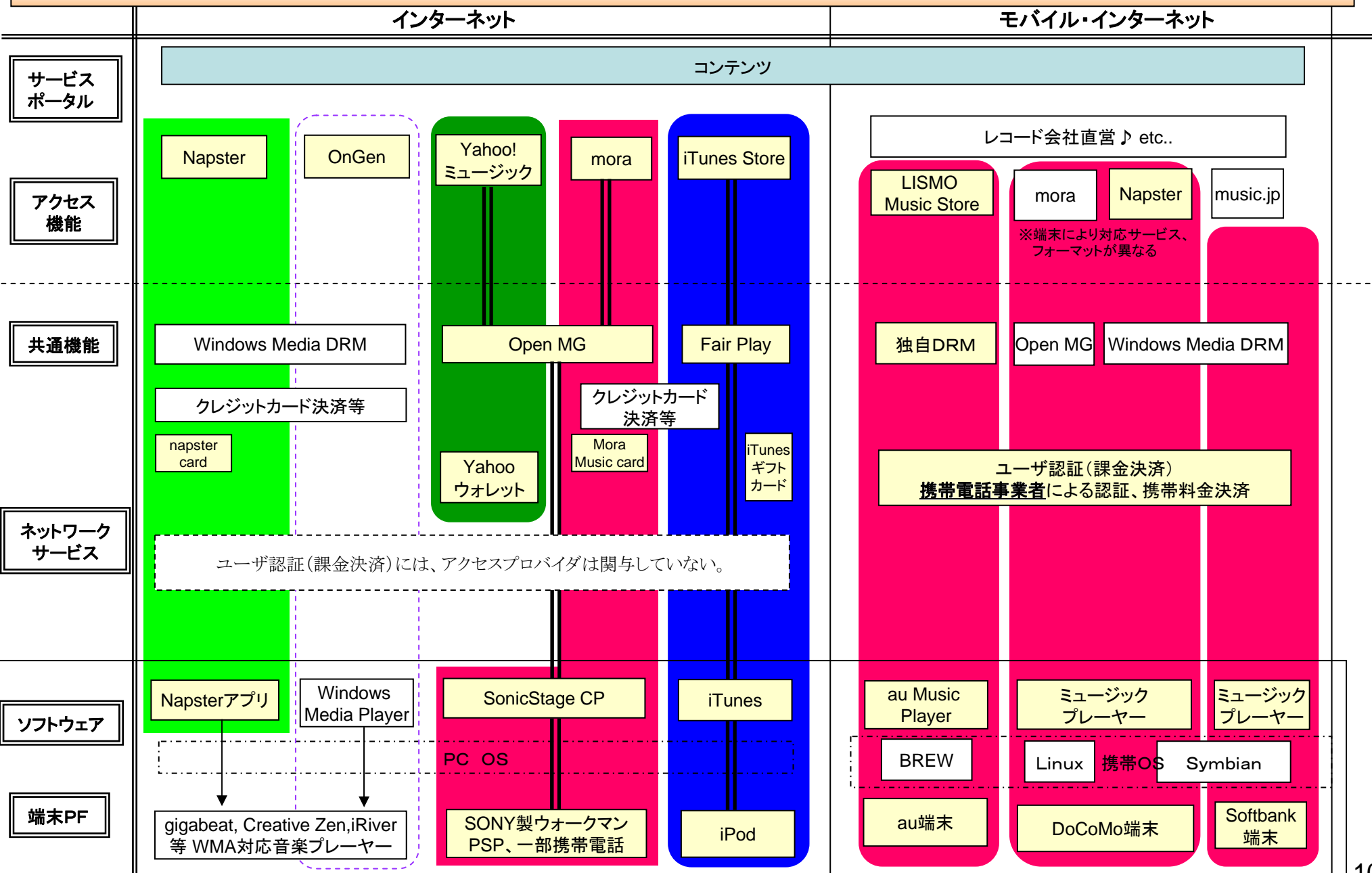


(参考1)プラットフォーム機能の整理 ②機能別類型に該当する機能例

		インターネット(PC経由)	モバイル・インターネット	携帯Player	放送・映像配信
サービスポータル	電子モール	楽天, Yahoo, DeNA	楽天, ポケットビッダーズ, au Shopping Mall		
	商品販売ポータル	Amazon, 楽天Books 等			
	C to C(オークション)	Yahooオークション、楽天フリマ、ビッダーズ等	auオークション, モバオク, モバイル版Yahooオークション		
	オンライントレード	イートレード、カブドットコム			
	コミュニティ	mixi, GREE, 2ちゃんねる	モバゲータウン, EZ GREE, mixiモバイル		
アクセスPF	検索エンジン	Google, Yahoo, MSN, Overture, goo 等	Google, Yahoo		
	コンテンツ配信	Google Video, YouTube, iTunes, Store, Napster, mora, Napster 等	LISMO, Music.jp	iTunes Store, mora, Napster 等	4th Media, OCNシアター, アクトビラ等
	ディレクトリポータル	Yahoo, goo, Excite 等	iMenu, Yahoo!ケータイ, EZトップメニュー		
共通機能 / ポータルPF	アプリ開発言語	C, C++, Java, ruby, 他.....	BREW, DoJa, MIDP		
	DRM	Windows Media DRM, FairPlay, Open MG	BookSurfing, XMDf, Windows Media DRM, Open MG, 着うたフルDRM	FairPlay, ATRAC3 Windows Media DRM	B-CAS, CGMS-A
	フィルタリングソフト	iフィルター, InterSafe, Websense	キッズiモード, EZ安心アクセスサービス, ウェブ利用制限(SB)		
	認証	Yahoo ID, 楽天ID, Windows Live ID	携帯電話端末による認証	iTunes, SonicStage CP	スカパー
	課金	CAFIS, Google Checkout, Yahooウォレット	モバペイ, 各事業者	iTunes Store, mora	スカパー
ネットワークサービス	トラフィック制御	Akamai, SkeedCast 等			
	経路制御	ルータ(Cisco)等	ルータ(Cisco)等		
アプリケーションソフト	Napsterアプリ, iTunes, SonicStage CP, Windows Media Player 等	アプリ, S!アプリ, EZアプリ(BREW) au music player, ミュージックプレーヤー			
M / W	ミドルウェア		BREW, MOAP, UIQ, Java VM		
OS		Windows, MacOS, Linux, BSD, 等	Symbian, REX (BREW), Linux, Windows Mobile,		
端末		PC	各社で利用できるサービスが分かれる。また、端末毎にも利用できないサービスが存在する	iPod, ウォークマン, gigabeat, 他	多機能ゲーム機

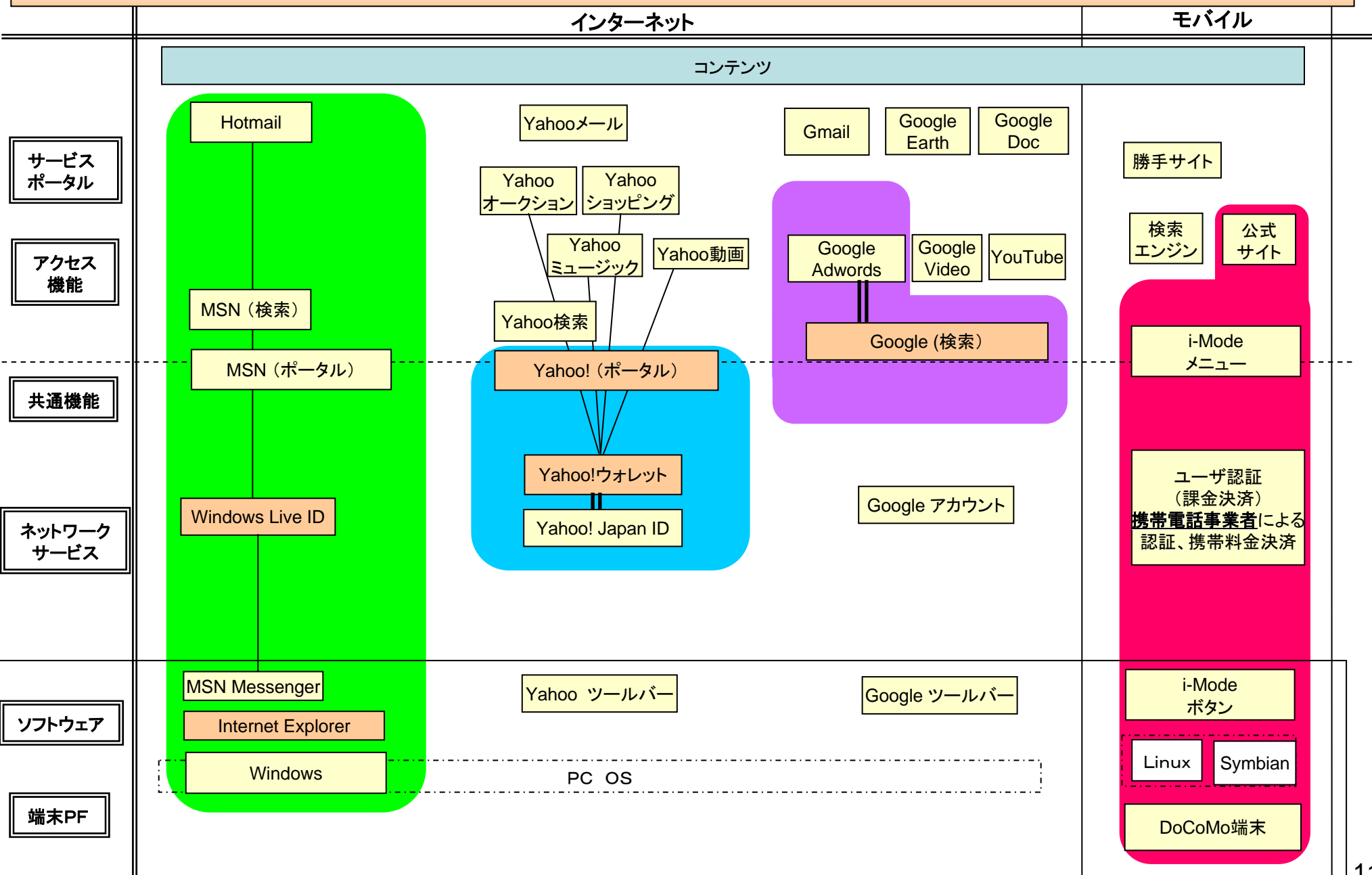
(参考2)プラットフォームを中心とするICTサービス構造 ①音楽配信の例

○ インターネット上に展開する配信サービスはアップルなどサービスポータル(+端末)主導型、モバイルではキャリア主導型の構造。



(参考2)プラットフォームを中心とするICTサービス構造 ②検索エンジンの例

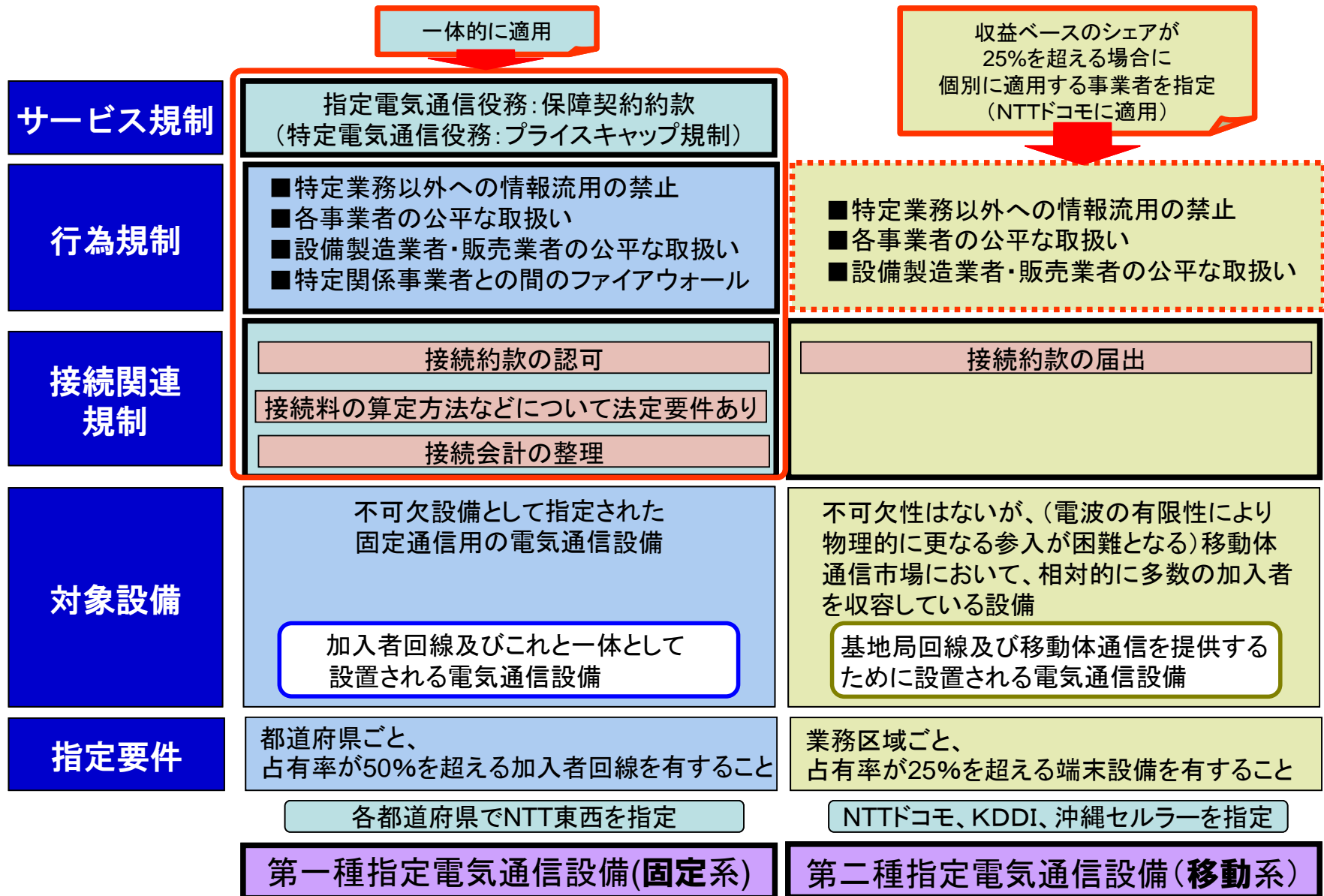
○ インターネット上のサービスはそれぞれ中心となるプラットフォームが異なる。モバイルの場合、公式メニューが中心となる



2 現行法制上の規律体系

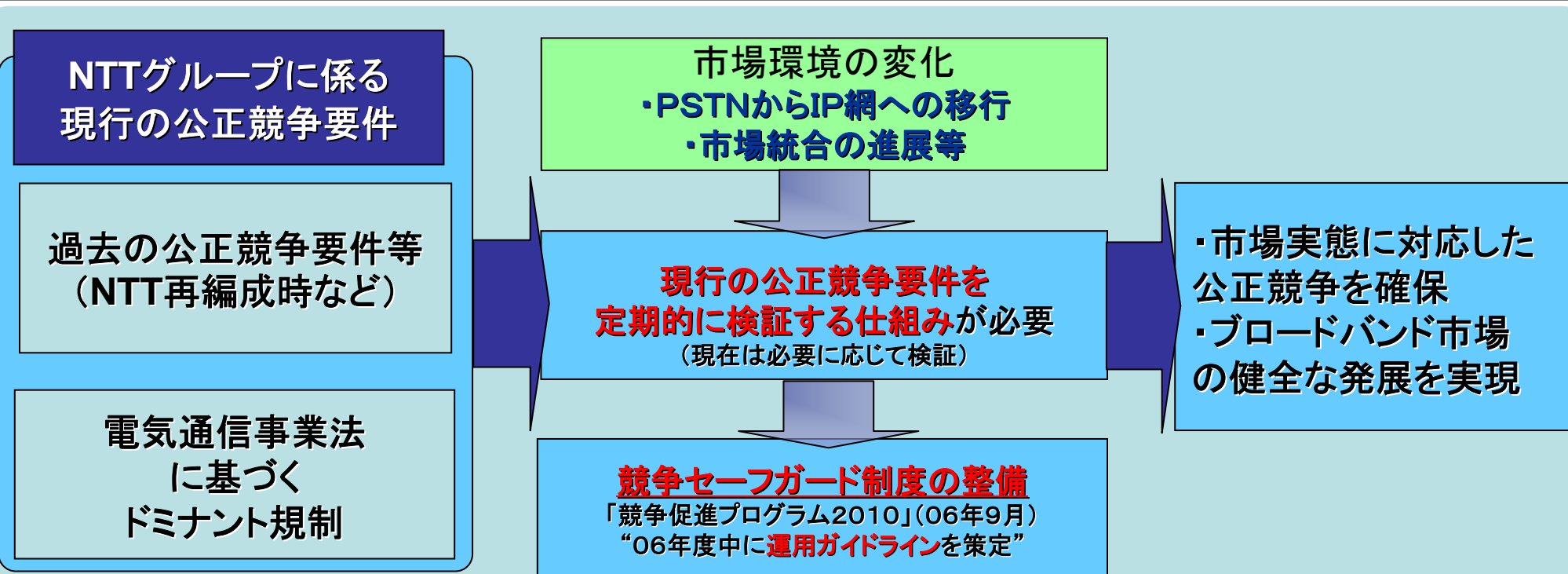
(参考1) 現行の指定電気通信設備制度の枠組み

○ 現行の指定電気通信設備制度は、不可欠設備等の設備に起因する市場支配力に着目する枠組みが基本となっている。



(参考2)「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(案)について

- 競争セーフガード制度は、「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月19日)を踏まえ、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的とする。
- ☞ 当該制度は、平成19年度から運用を開始する予定。また、その運用指針として、本年2月26日に「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(案)」を公表。(現在意見公募中)



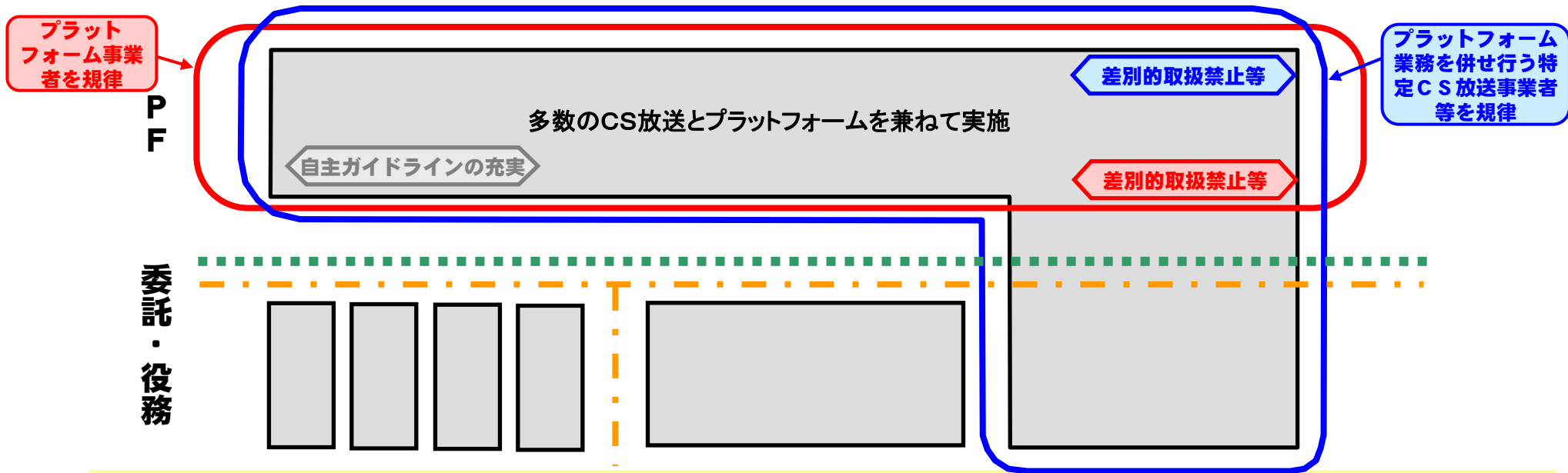
【新競争促進プログラム2010】 (平成18年9月19日公表)

競争セーフガード制度の整備

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用することとし、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を06年度中に策定する。

当該セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。

2-2 CSプラットフォーム関係の放送法制・改正イメージ(研究会報告書)



プラットフォームに対する規律

案1

法律等 <プラットフォーム事業の制度化>

プラットフォーム事業者を規律

- ① CS放送事業者の差別的取扱禁止等
- ② 視聴者の苦情等への対応義務等

案2

法律等 <プラットフォーム業務を行う特定CS放送事業者の制度化>

特定CS放送事業者又は相当数の中継器を保有・支配するCS放送事業者で、他者にプラットフォームサービスを提供する者を規律

- ① CS放送事業者の差別的取扱禁止等

自主ガイドラインの充実

案1・案2にかかわらず、現在の自主ガイドラインの充実による対応

(参考)放送型映像配信に係る事業構造比較

放送規律 (Yellow) 通信規律 (Blue)

1 日米英のCS放送の構造比較

	日本	米国	英国
番組制作・供給	番組供給業者	番組供給業者	番組供給業者
番組編成 (スケジュール)	委託放送事業者 役員放送事業者	DBS事業者 (地上波マストキャリアー)	TLCS事業者 (PSBマストキャリアー)
「チャンネル」編成	プラットフォーム事業者		
TPS※・顧客管理			衛星通信事業者 (差別的取扱いの禁止等)
送信	受託放送事業者 電気通信事業者		

※技術的プラットフォームサービス(CAS・EPG・API等)

(参考)日米英の地上デジタル放送の構造比較

	日本	米国	英国
番組制作・供給	番組供給業者	番組供給業者	番組供給業者
番組編成 (スケジュール)	地上放送事業者	地上放送事業者	放送局(Station) PSB※など
「チャンネル」編成	★SD3ch、HD1ch 柔軟に編成可能		マルチプレックス (多様性・公正有効競争確保等)
TPS・顧客管理	B-CAS D-PA		(存在しない?)
送信	地上放送事業者		放送伝送事業者 (差別的取扱いの禁止等)

※独立系番組供給業者からの供給比率等に関する規定あり

2 日米英のケーブルテレビ・IPTV(閉域網型)の構造比較

	日本	米国	英国
番組制作・供給	番組供給業者	番組供給業者	番組供給業者
番組編成 (スケジュール)	有線テレビジョン放送事業者 役員放送事業者	CATV事業者 (地上波マストキャリアー)	TLCS事業者 (PSBマストキャリアー)
「チャンネル」編成			
顧客管理			
送信	有テレ施設者 電気通信事業者		放送伝送事業者 (差別的取扱いの禁止等)

(参考) 主なインターネット映像配信の構造比較

	Gyao	ドガッチ	YouTube
番組制作・供給	自主制作・外部調達 など	民放5局運営 動画配信サイト	登録ユーザー
番組編成 (ジャンル・事業者単位のカatalog編成)	USEN	プレゼントキャスト	YouTube 情報サービス
カタログ編成			
TPS・顧客管理			
送信(伝送)	電気通信事業者	電気通信事業者	DMCA・通信法 (違法情報の削除等)

※一部調査中の箇所あり

2-3 その他のICTプラットフォームに関連する措置例(独占禁止法関係)

件名	内容	違反法条	勧告・審決等の年月日
マイクロソフト(株)に対する件	取引先であるパソコン製造販売業者に対し、当該製造販売業者が表計算ソフトをパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する際に、不当に、ワープロソフトを併せて搭載又は同梱させ、さらに、表計算ソフト及びワープロソフトについて権利を許諾する際に、不当に、スケジュール管理ソフトを併せて搭載又は同梱させている。	不公正な取引方法(19条) 抱き合わせ販売等 (一般指定10項)	勧告:平成10年11月20日 審決(勧告を応諾) :平成10年12月14日
マイクロソフトコーポレーションに対する件	パソコンメーカーにWindowsOSのライセンスをするにあたり、WindowsOSのライセンシーが、マイクロソフト社、他ライセンシー等に対して、WindowsOSによる特許侵害を理由に訴訟を提起しないこと等と誓約する旨の条項を含む契約書を締結し、パソコンメーカーの事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引している。	不公正な取引方法(19条) 拘束条件付取引 (一般指定13項)	勧告:平成16年7月13日 審判開始決定:平成16年9月1日 【審判中】
(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントに対する件	プレイステーションと称する家庭用テレビゲーム機のソフトウェアについて、小売業者に対し、直接又は取引先卸売業者を通じてソフトウェアの販売価格を拘束していた、及びソフトウェアの横流し行為を禁止している等。	不公正な取引方法(19条) 再販売価格の拘束、拘束条件付取引(一般指定12項1号及び2号、13項)	勧告:平成10年1月20日 審判開始決定:平成10年2月6日 審決:平成13年8月1日
着うた提供業者5社に対する件	5社は、着うたを提供する業務をレーベルモバイル(株)に委託しているところ、正当な理由がないのに、共同して、レーベルモバイル(株)に着うたの提供業務を委託する者以外の着うたを提供する又は提供しようとする事業者に対し、原盤権の利用許諾を行わないようにすることとし、これを拒絶している。	不公正な取引方法(19条) 共同の取引拒絶 (一般指定1項1号)	勧告:平成17年3月24日 審決(勧告を応諾) :平成17年4月26日(1社) 審判開始決定:平成17年4月26日 (4社)【審判中】

(参考)【不公正な取引方法(一般指定) 昭和57年公正取引委員会告示第15号】

- 共同の取引拒絶** 1 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 一 ある事業者に対し取引を拒絶し又は取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
 二 他の事業者に前号に該当する行為をさせること。
- 抱き合わせ販売等** 10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。
- 再販売価格の拘束** 12 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに掲げる拘束の条件をつけて、当該商品を提供すること。
 一 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
 二 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者によってこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。
- 拘束条件付取引** 13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

3 ICTプラットフォームの特質

3-1 「ICTプラットフォーム」のネットワーク外部性について

- ICTプラットフォームについては、全般的に「ネットワーク外部性」が働きやすく、寡占化が進む傾向。
- ウェブ・ブラウジング規格などの技術標準や、サービスポータルについても、付随サービスの相互作用により間接外部性が発生するとの指摘。

「ネットワーク外部性」→ある財やサービスが、その特性上、利用者が増加すればするほど、その価値を増加させること。

ネットワークの 間接的 外部性

→ネットワークが拡大することで、それに付随するサービスが充実

- (例) ・OS、録画機器の規格等の技術標準(APIの標準化)
- ・モバイル・ウェブブラウジングの規格
- ・インターネット・サービス・ポータルの課金・認証機能

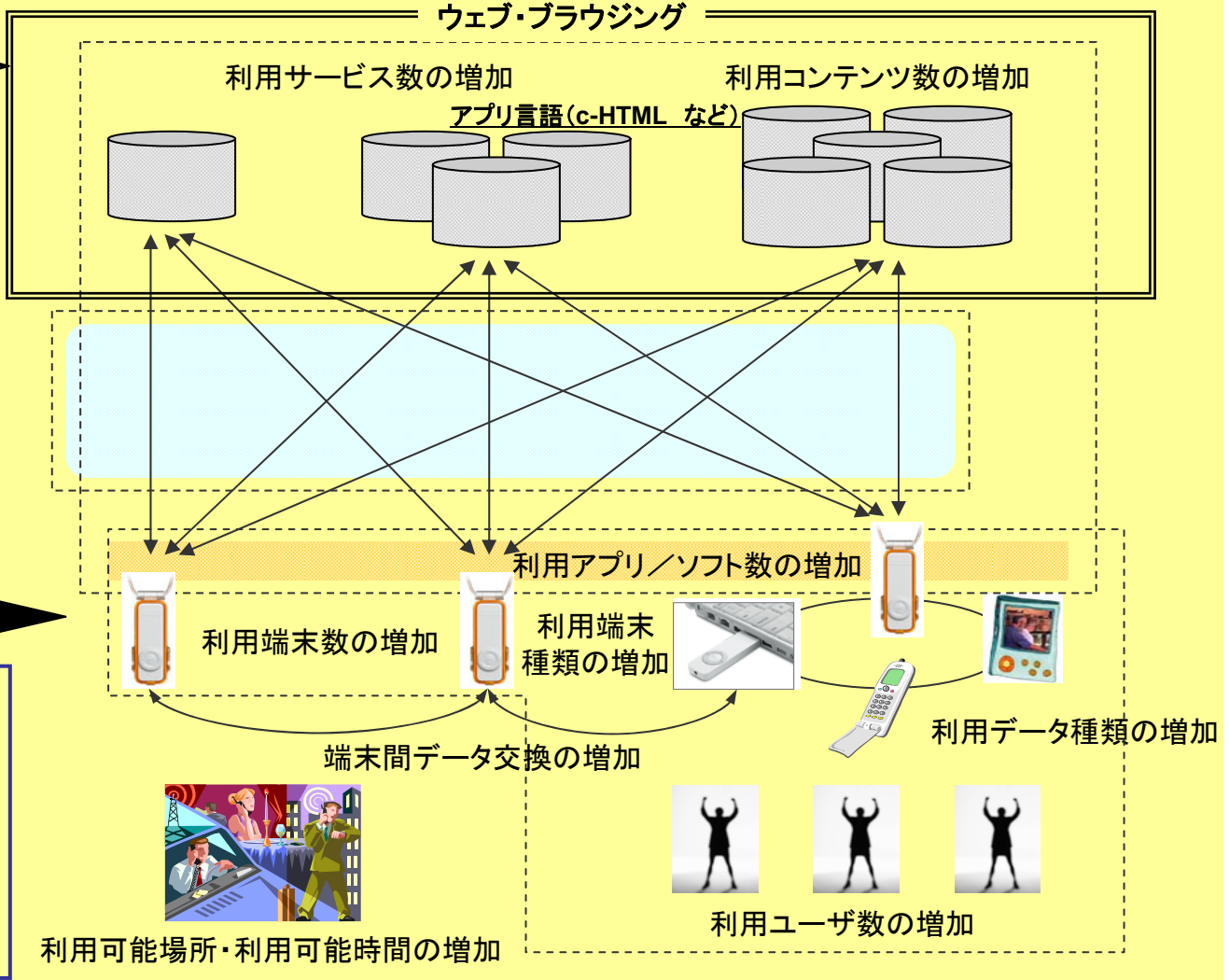
寡占性が高まる構造

ネットワークの 直接的 外部性

→ネットワークに参加するメンバーが多くなるほど、ネットワークに参加するメンバーの効用が増加

- (例) ・通信(通話)サービス
- ・コミュニティサイト
- ・オークションサイト

携帯電話の例



(参考)ICTにおけるネットワーク外部性について

1 川濱昇「技術標準と独占禁止法」(2000年 京都大学法学論叢 146巻3・4号)

「…ネットワーク効果とは、当該製品の選択が他のユーザーに正の便益を与える効果をいう…中略…。これには、二つの種類がある。一つは、たとえば、電話やファクシミリのように、接続可能な製品を使う者が多いこと自体によってユーザーにとっての便益が増えるという、直接的ネットワーク効果である。もう一つはユーザーの増加が補完材・役務市場に及ぼす効果を通じて生じる間接的ネットワーク効果である。たとえば、特定のOSのユーザーが増えることでそれに準拠したアプリケーション(補完材)が増え、生産上の規模の経済性や競争を通じて低価格になったり、多様性が増すといった間接的な形で、ユーザーの便益を増大させるというものである。ビデオとソフトを始め、ユーザーに便益をもたらすのが多様な補完的なコンポーネントの結合(システム)である場合には程度の差こそあれネットワーク効果が存在することになる。

かかるネットワーク効果が期待される産業でそれを実現するには、製品の接続性、システム構成要素間の互換性と相互運用性が担保されている必要がある。言い換えれば、互換性・相互運用可能性についての標準…中略…が事実上であれ公的であれ存在することがネットワーク効果による便益の増大に不可欠となる。

このような標準の存在はネットワーク効果の実現という望ましい効果を持つものであるが、他方それが存在する場合の事後の競争への影響は大きい。いったん大規模に達した規格があれば、獲得した需要者の規模が事後の需要者を招くという正のフィードバック効果が生じ、その場合にはよりすぐれた代替的システムを投入しても十分な需要者を獲得できない可能性がある。ネットワーク効果が大きいとき、規格に関して自然独占が成立する可能性があるのである。…中略…

また、標準がオープンであるか否かに関わらず、現在採用されている規格よりたとえ優れた規格であっても、容易にそれへの転換がなされないという過剰慣性(excess inertia)が発生する可能性がある。特にネットワーク効果に加えて、個別ユーザーレベルでスイッチング費用が大きい場合には、過剰慣性が強化されることになる。…以下略」

2 田中辰雄「携帯電話産業におけるネットワーク外部性の実証」(2002年 三田学会雑誌 95巻3号)

「そもそも、携帯電話産業でどんなネットワーク外部性が働きうるのか整理しよう。まず、音声通話に関する限り、単に通話可能という意味ではネットワークの外部性は働いていないと言って良い。なぜなら携帯電話会社間の相互接続が行われており、どの携帯電話会社と契約してもすべての携帯電話間で通話することができるからである。しかし、同じ携帯電話会社間では通話料金が割引になるので、通話料金まで含めて考えるとネットワークの外部性が働く。ユーザ数が多い携帯電話と契約したほうが、割引料金となる相手と通話する確率が高いので、平均的な通話料が安くなるからである。…中略…

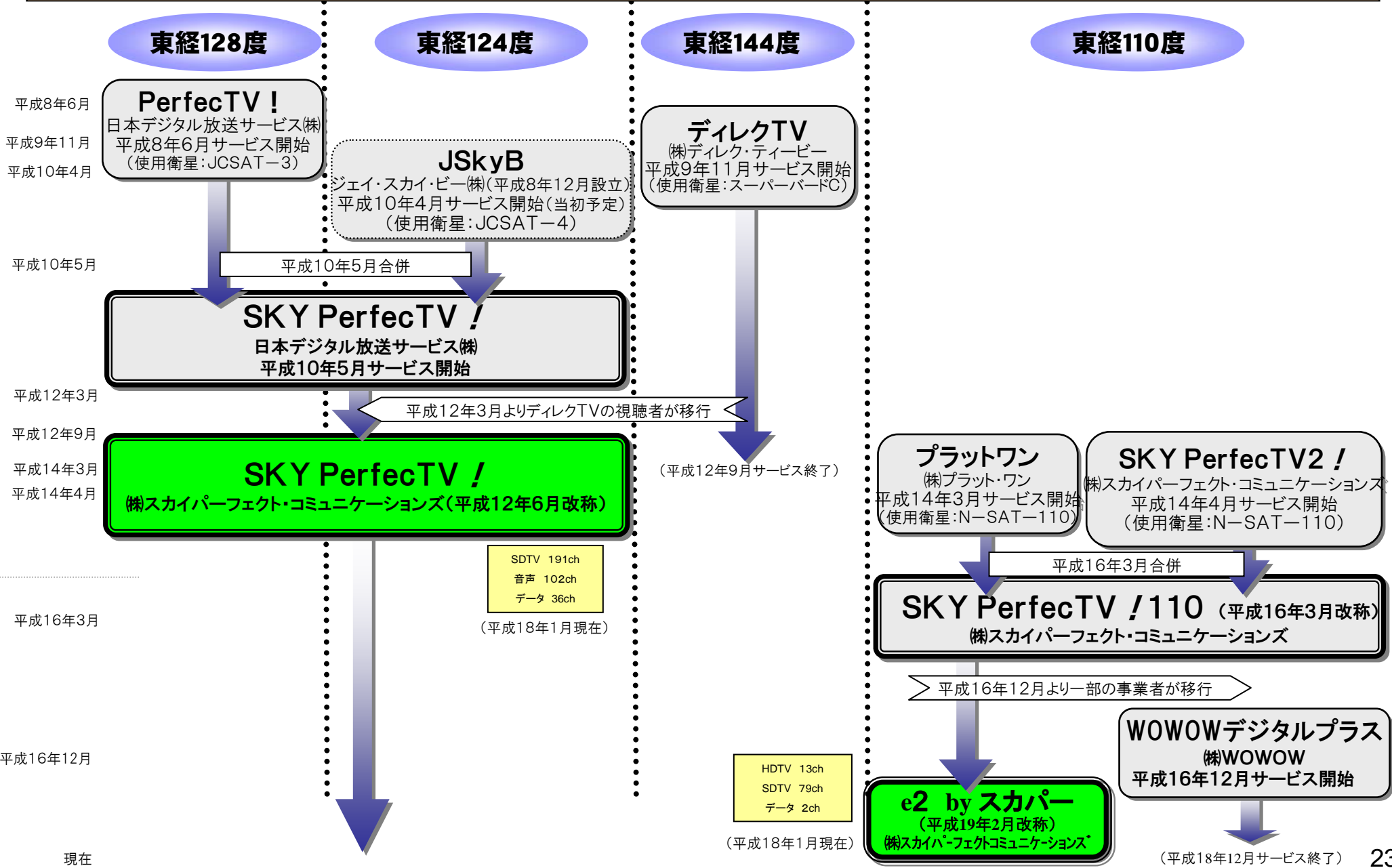
さらに重要なのは、音声通話以外の通信機能、すなわちメールやウェブのブラウジング機能である。…中略…メール関連の付加サービスは、携帯電話会社の間で互換性がとれていない。したがって、ユーザ数が多いほうが、多くのユーザとこれらの付加サービスを楽しめるという点でユーザの便益が高くなる。

以上はネットワークの外部性のうち直接的外部性であるが、間接的外部性の例もある。間接的外部性とは補完材との間の相互作用で生じるネットワーク外部性で、携帯電話からのウェブのブラウジングで生じた可能性がある。ウェブのブラウジングではドコモの規格(c-html)とauの規格(WML)の間には互換性がなく、J-phoneの規格(MML)はドコモと似ていたが完全互換ではなかった。閲覧できるウェブページが多い方がユーザーの便益が高いから、先行したドコモがimode用のウェブページが多いという利点を生かしてそのままシェアを伸ばした可能性がある。ちょうど、ウィンドウスとその上のアプリケーションと同じような関係である。」

「本稿では携帯電話産業にネットワーク外部性が存在するかどうかを計量分析で検証した。結論としてネットワーク外部性は働いていた可能性が高い。ユーザはドコモユーザが多いがゆえにドコモに対しより高い価格プレミアを払っている。また、imodeサイトとユーザ数には正のフィードバックが働いた。…全体としてはネットワーク外部性が携帯電話産業に働いていた可能性は高いといつてよいだろう。」

3-2 プラットフォームの産業構造 ①CS放送プラットフォーム

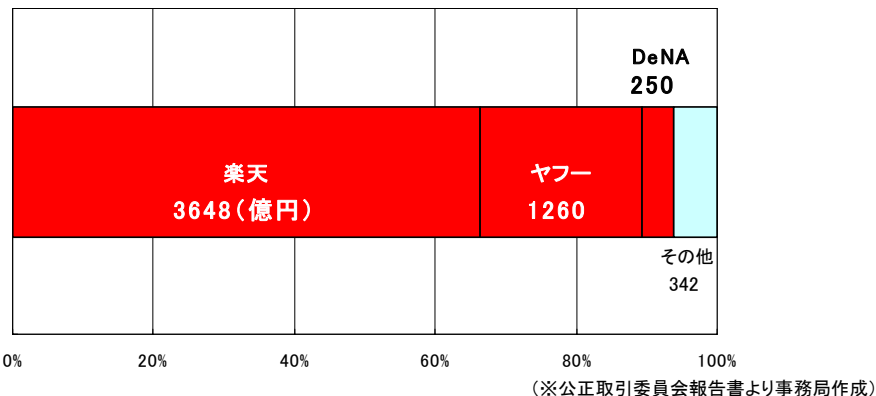
○ CS放送においては、淘汰の結果スカパーフェクトコミュニケーションズがプラットフォーム機能を独占状態。



3-2 プラットフォームの産業構造 ② ネット関係

① 電子商店街

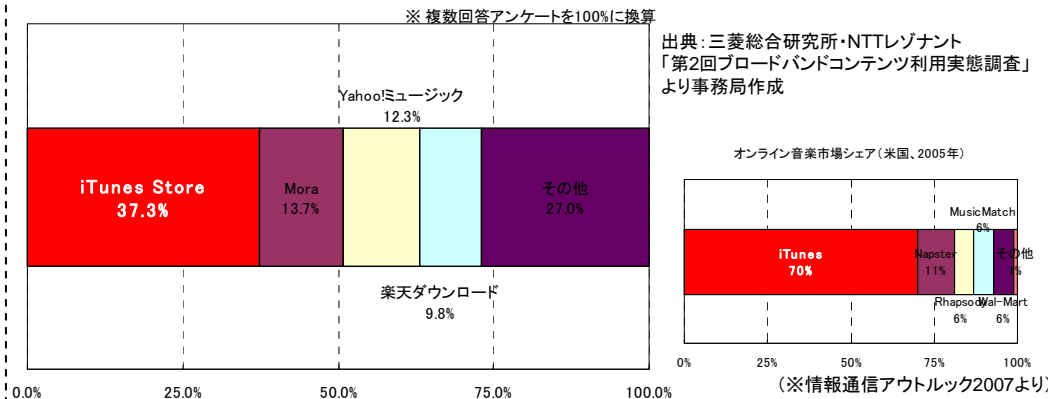
電子商店街の取引規模(2005年度)



電子商店街内で流通する商品等の総額からみると、楽天、ヤフー、DeNAの3社で、90%以上のシェアを占める。特に、楽天のシェアが大きく、1社で6割を超えるシェアを占めている状況である。

② オンライン音楽配信(推計値)

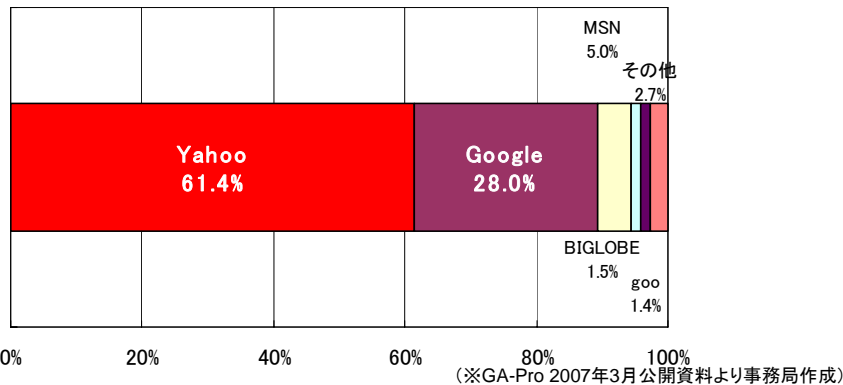
オンライン音楽市場シェア(日本、2006年)



オープンインターネットを通じた配信。iTune、Mora、Yahooミュージック、楽天ダウンロードの4社で7割弱を占める。(なお、調査値はiTunes Store:50.2%と、Mora:18.4%、Yahooミュージック:16.6%、楽天ダウンロード:13.2%。)

③ 検索エンジン

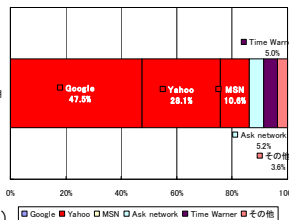
検索エンジンシェア(日本)



検索エンジンのシェアは、日本ではYahooの一人勝ちという状況であり、6割をYahooが占める。また、Googleとあわせると、上位2社で9割近くに達する状況である。

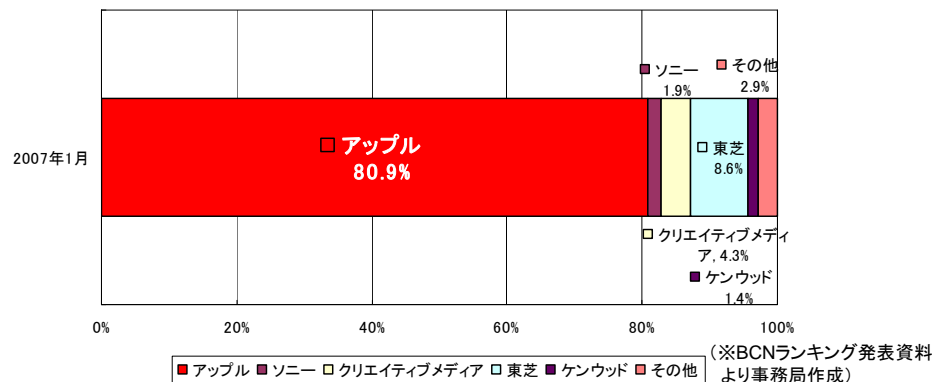
アメリカを含む諸外国では、Googleのシェアが圧倒的に大きく、アメリカでは上位3社で8割という状況である。

(※comScore Networks資料より事務局作成)



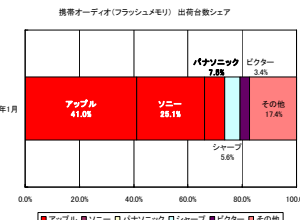
④ 携帯オーディオプレイヤー

携帯オーディオ(HDD搭載)販売台数シェア



携帯オーディオプレイヤーのうち、HDD搭載タイプのものについては、アップル社のiPodの一人勝ちという状況にある。

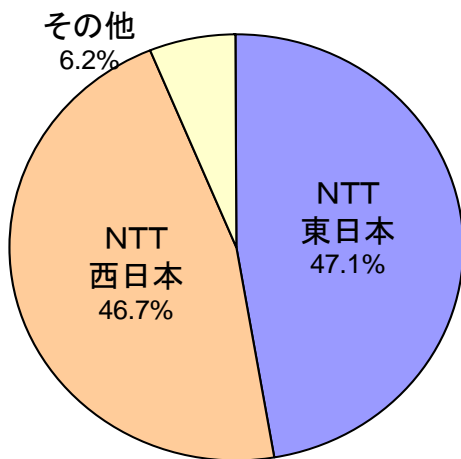
なお、フラッシュメモリ搭載タイプでは、アップルのシェアは4割、上位3社で7割に達する状況である。



(参考1) 電気通信アクセス網の産業構造

加入者回線の事業者別シェア

(平成18年3月末現在)

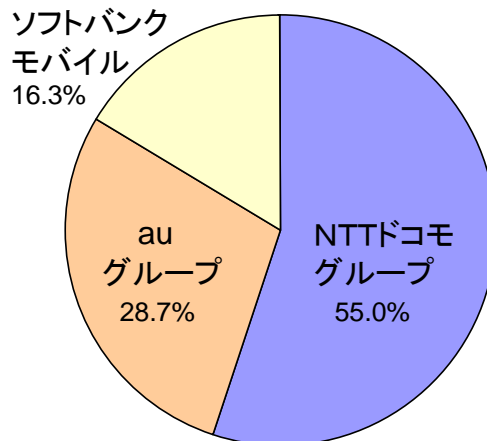


各都道府県において、加入者回線に占めるNTT東西のシェアが50%を超えるため、NTT東西の加入者回線及びこれと一体として設置される設備が、第一種指定電気通信設備に指定。

※光ファイバのみのNTT東西のシェアは、滋賀県及び奈良県においては50%を下回る。

携帯電話契約数の事業者別シェア

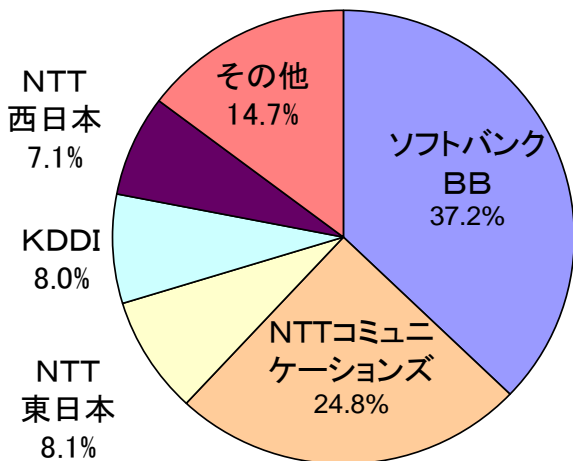
(平成18年12月末現在)



各業務区域における携帯電話の端末設備の数のシェアが25%を超えるため、NTTドコモグループ及びauグループの設備は、第二種指定電気通信設備に指定。さらに、各業務区域における収益シェアが25%を超え、個別事情を勘案した結果、NTTドコモグループに禁止行為規制を適用。

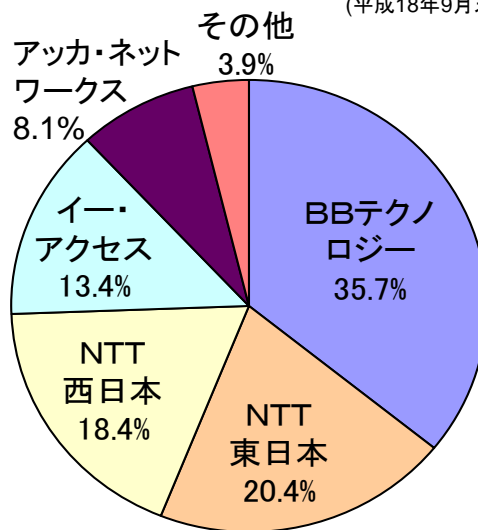
IP電話の利用番号数の事業者別シェア

(平成18年9月末現在)



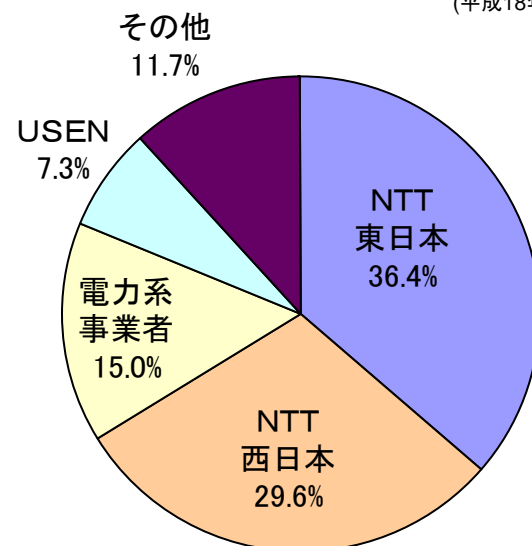
DSL契約数の事業者別シェア

(平成18年9月末現在)



FTTH契約数の事業者別シェア

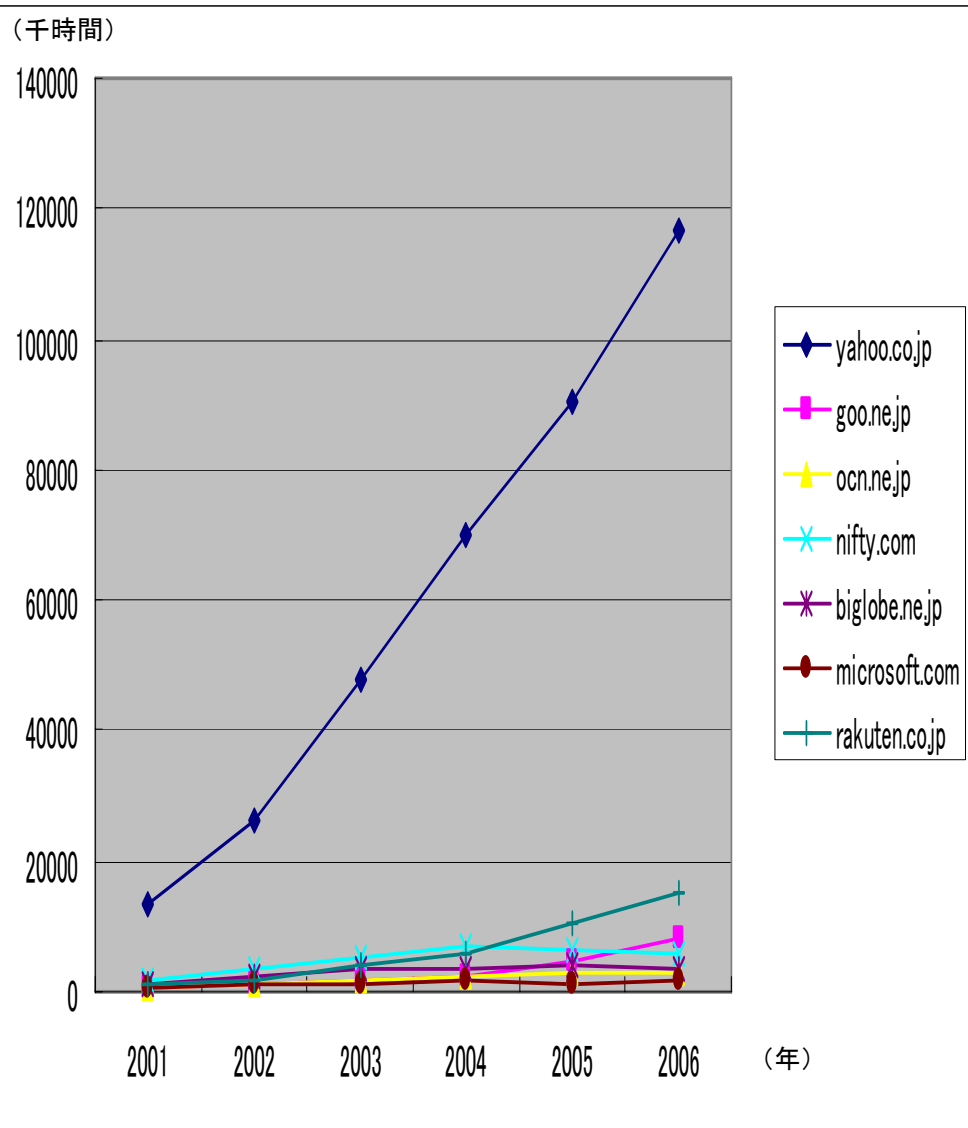
(平成18年9月末現在)



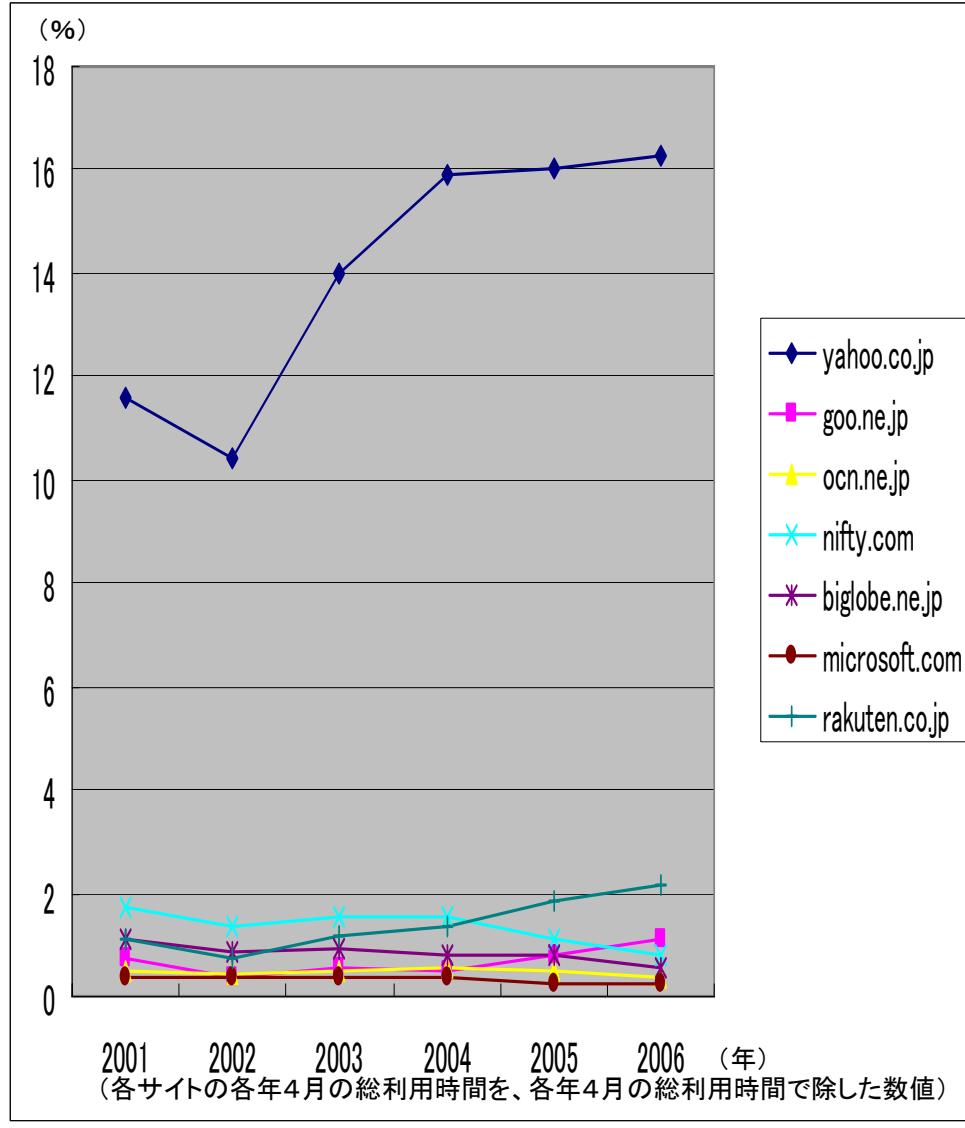
(参考2) インターネット・サービス・ポータルに関するアクセス状況

○ 主要サイトの総利用時間については、時間及び全体のシェアいずれもyahooが他のサイトを大きく引き離している状況。

【主要サイトの総利用時間(各年4月)の推移】



【主要サイトの総利用時間のシェア】



3-3 プラットフォーム保有事業者に係る事例(ネット関係)

○ネット関係のプラットフォーム保有者に対しては、以下のような事例が指摘されている。

PF	サービス名	主な関係者	日時	影響	主なポイント	出典
PC サービス ポータル	楽天市場、 Yahoo、 DeNA	電子商店街出店事業者 上位3社、その他事業者、 出店事業者	2006年 (報告書 日時)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業活動の制限 ・出店手数料の一方的変更 ・特定の決済業務代行の利用義務付け ・仕入れ先事業者による再販売価格の拘束等 	<ul style="list-style-type: none"> ・上位3社に取引が集中している状況下で、出店業者は一般的に電子商店街における取引の依存度が高く取引先である運営事業者を変更することが困難な場合がある ・上位3社と出店事業者の事業規模には格差があり、上位3社は優位に立つ場合がある ・独禁法上問題となるおそれのある行為等が見られる 	「電子商店街等の消費者向けeコマースにおける取引実態に関する調査報告書」 (公取委、2006年12月)
PC サービス ポータル	楽天市場	生活と科学社、 楽天市場	2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・公取による申告 ・出店料の一方的増額 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初、必要経費は月額5万円の出店料のみ、ということだったが、その後楽天側が規約を変更し、売上高に応じて従量課金を徴収するようになった。生活と科学社によれば、退店直前には、当初の15倍の金額が必要になった。 	独禁法第45条第1項に基づく申告 (公取委、2005年11月)
PC サービス ポータル	楽天トラベル	全国旅館生活衛生 同業組合連合会 等	2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊予約代行手数料の一方的な引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の旅館やホテルに対して、宿泊予約代行手数料を現行の宿泊料の6%から7～9%に引き上げる方針を出す ・手数料の引き上げは、宿泊施設の収益を圧迫するため、反対運動がおき、楽天は値上げを一時凍結。 	読売新聞(2005年7月1日)
PC アクセスPF	オーバーチュア (Yahoo子会社、 広告事業担当)	ビデオニュースドット コム、Overture	2006年 東京地裁	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載拒否 	<p>Overtureがビデオニュースドットコム社が掲載を求めた広告を拒否したため、訴訟。 東京地裁は、契約自由の原則により、オーバーチュアが「不適切と判断した」ものを拒否することは可能とした</p>	JANJAN記事より (2006年12月25日)
携帯電話 端末PF等	LISMO au Music port	消費者	2006年～	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の拘束 	LISMOのPC側ソフトがMacに非対応であり、連携のためにはWindowsの利用を強いられる。	ITmedia記事、KDDIインタビュー等
携帯電話 M/W	BREW	中小コンテンツプロ バイダ(CP), KDDI	2006年	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリ作成不可 	BREWのプログラム容量を拡大した1.5Mアプリについては、大手ゲーム会社等の実績のあるCPLしか作成できない。(中小CPではKDDIの求める実績に達しない)	ITmedia記事より (2006年4月28日)
携帯電話 サービス ポータル	レーベルモバイ ル	ソニー・ミュージック エンタテインメント等、 他の着うた提供事業者	2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・公取委による勧告 (審判中) ・原盤権利用拒絶 	<ul style="list-style-type: none"> 5社は着うたを提供する業務を委託しているレーベルモバイル社に対してのみ、原盤権の利用許諾を行った → これに対する、公正取引委員会の排除勧告 ・原盤権利用の制限をやめ、解除の周知徹底 ・原盤権利用許諾は各社が自主的に判断すること ・原盤権の利用許諾業務担当者等に独占禁止法の研修 	着うた提供業者5社に対する勧告について (公取委、2005年3月)

3-4 「ICTプラットフォーム」の二面性

○ICTプラットフォームにはプラス・マイナス両面があると考えられる。ユビキタスネットワーク社会において、経済成長等の見地からプラス面を追求する上で、マイナス面に対する利用者保護等の対応がより一層求められることとなる。

コンテンツホルダー、出店者、オークション出品者 など

プラス面

- PF獲得競争の発生によるイノベーションの促進
(例) iTunes → 音楽配信
サービス本格化
- 同一PF内に展開するサービス競争により
利便性向上・価格の低下
- 寡占による超過利潤の獲得(ただし、多大な投資)
→ハイリスク・ハイリターン
- 周辺産業への波及効果
・iTunes → 音楽産業
・携帯アプリ
→コンテンツ産業 など

利用者利便向上、サービスの多様化、経済波及効果に

「ユビキタスネットワーク」

- ◆ネットワーク外部性と利便性・経済効果
 - ・一定の自然独占性を有する電気通信事業・放送用設備のみならず、技術標準(アプリ言語、ブラウザ)、ポータルサービス(eCommerce、オークション)、DRMなども、ネットワーク外部性を有するため、寡占の方向へ。
 - ・利用者に対する(デファクト)標準化による利便性向上をもたらすとともに、技術革新を反映したICTサービスのイノベーションや、大きな経済波及効果に。
- ◆配信機能・端末における情報流通のボトルネック発生
 - ・ICTネットワークが「ユビキタス化」する中で、従来伝送において発生していた情報流通のボトルネックが、配信機能、端末において発生するおそれ。
 - ・その影響は、ICTの特性上経済社会に瞬時に波及。「ユビキタス」の理念を阻害する事態も。
 - ・イノベーションを逆に阻害する面もあるとの指摘(「過剰慣性」)も。

マイナス面

- ボトルネックの発生により情報の自由な流通が阻害されるおそれ
- 企業・個人が、情報通信技術の恵沢を享受できないおそれ
- 市場支配力の濫用行為が発生し、利用者利益が阻害されるおそれ
- 垂直統合型競争の場合、特定層の独占力を梃子にして、他の層における寡占を発生させるおそれ

PFの経済効果等は、ボトルネックと表裏一体の関係

利用者・受信者

4 市場支配力濫用に関する対応等

4-1 不可欠施設等に関する議論

- 公益事業分野のみならず、技術標準等も含め、既存事業者の不可欠施設等の独占・寡占に起因して競争原理が有効に機能しないという問題が指摘。競争法レベルでも不可欠施設等の概念を採用している事例も。
- ただし、イノベーションや投資のインセンティブを損なうおそれもあることから、限定的に解釈すべきとの考えも見られるところ。

「独占禁止法研究会報告書」(平成15年公取委)

○「不可欠施設等」の定義

- (1) 自然独占性又は**ネットワーク外部性**を有し、あるいは、希少資源であってその利用権を国その他の公的主体が排他的に割り当てている施設、権利及び情報成果物等
- (2) **財、サービスの提供に当たり、その利用が必要不可欠**
- (3) **競争者等が当該施設等と有効に競争可能な施設等を自ら構築することが著しく困難**

例) 加入者回線網、送電網、**パソコンのOS**、空港発着枠の利用権、携帯電話の電波の利用権など

- ※ 規制対象とすべき不可欠施設等は、上記の基本的要件に加え、「競争者等に対して適切な条件により利用させることが必要と認められること」を要件とし、
- (i) 技術開発や設備投資などの長期的、動態的なレベルでの競争への影響や
 - (ii) 利用市場の規模を考慮する必要がある。
- i) 投資リスクが軽減された中で構築した経緯がある施設等と比べて、自ら投資リスクを負担して構築した施設等については、当該投資リスクを背景とした、技術開発や設備投資等の長期的、動態的なレベルでの競争への影響を考慮する必要性が相対的に高い。
 - ii) 利用市場の規模が極めて大きい場合には、自ら投資リスクを負担して構築した施設等であっても、当該施設等の適切な利用を認めることによる競争上の便益が大きいことから、当該不可欠施設等の適切な利用を認める必要性が相対的に高い。

※本報告書の「不可欠施設等」の部分の提言は、2005年の独禁法改正には盛り込まれていない。

欧米等における不可欠施設等理論の導入状況

	米国	EU	ドイツ
EF理論導入の状況	○MCI事件控訴裁判決(1983年)で違法4要件を定めたことをはじめとして、鉄道駅、送電網、スキーリフト利用権をEFとして取引拒絶を違法とした事例がある。 ○このほか、当該行為を違法とはしなかったが、EF理論を適用した事例が複数ある。	○マギル事件(1995年)をはじめとして、原料、知的財産権(車の部品の意匠権、テレビ情報(著作権)、販売データ集積のためのフォーマット(特許権))をEFであるとして、取引拒絶を違法とした事例がある。 ○このほか、当該行為を違法とはしなかったが、EF理論を適用した事例が複数ある。	○1998年に不可欠施設の利用拒否を規制する規定を導入。 ○港湾施設の利用拒否の事例(1999年)及び高額な託送料金を徴収することを通じた送電網の利用妨害の事例(2003年)あり。
適用法令	シャーマン法2条(独占化及び独占の企図を違法とする)	EC条約82条(市場支配的地位の濫用規制)	ドイツ競争制限禁止法19条4項4号

	英国	豪州	日本
EF理論導入の状況	○競争者等が経済的に複製不可能な施設等(鉄道、航空、港湾、送電網、バスターミナル、知的財産権が候補例とされている)について、独占寡占市場に対する市場調査付託制度を用いて、取引条件を勧告した事例(バスターミナル、1993年)あり。	○不可欠施設等であると個別に認定された施設等の取引条件について紛争処理スキームを1995年に導入 ○ガスパイプライン、空港、線路、鉄道ターミナル、送電網、加入者回線網等についてEFであるとして取引条件について裁定	○明示的にEF理論を適用した条文、事例はない(場合により、3条、19条に該当する可能性はあり)
適用法令	1998年競争法18条(市場支配的地位の濫用規制) 2002年企業法第4章(独占寡占市場に対する市場調査付託制度)	1974年取引慣行法PartIIIA その他46条で、実質的な支配力を有する事業者が、反競争的な目的で、その支配力を用いる行為を禁止している。	—

【出典】 独占禁止法研究会報告書(平成15年公取委)

4-2 技術標準等に関する公正競争上の議論

○ 従来より、特にOSなどの技術標準に関して、ネットワーク外部性(ネットワーク効果)に着目して独占禁止法等との関係で議論されてきている。

1 川濱昇「技術標準と独占禁止法」(2000年 京都大学法学論叢 146巻3・4号)

「標準化は企業が同一步調をとることを当然の前提としていることから、抽象的には独占禁止法と緊張関係にたつように見える。しかしながら、標準化は、独占禁止法の究極目的である消費者の利便にかない、標準化されている製品相互間の競争を促進する機能を持ち、ひいては効率性を促進する。とりわけ互換性や相互接続性が問題になる場合には、互換性標準があってはじめて競争が成立するとさえ言える。標準への接近が開かれたものである限り、公的標準団体であれフォーラム形態であれ標準制定活動は競争促進的な効果をもつものと考えられる。特に情報・電気通信分野では同じ規格を利用する消費者の数が増すことがそれらの者にとっての製品の価値を増加させるというネットワーク効果が強く標準化のもたらす便益が大きい。もちろん、標準の作成は企業間の協調的な行動を伴うことから競争制限の危険性が全くないわけではない。これには、競争回避型の競争制限の問題と競争排除型の競争制限の二つのタイプが考えられる。また、標準設定作業にかかる共同研究開発の成果への接近が開かれたものでない場合の問題もある…中略…。公的標準の場合であっても、標準策定過程における私的標準機関の行動が独禁法上の問題を惹起することはある。もちろん公的標準が政府によってなされる場合には決定それ自身が独禁法違反となることがないのは当然…中略…だが、公的標準作成過程での私的な標準化機関の行為や標準化に付随した参加企業の行動に反競争的な目的や効果がみられる場合には問題が全くないわけではない。」

2 和久井理子「情報社会における支配的企業の責任 -オープンアクセスと競争法-」(「インターネット・情報社会と法」(2002 信山社)所収)

「…情報通信分野では、競争がグローバル化し、国籍を超えて参入が行われている。規制改革と市場統合が進行するにつれて、欧州固有の事情は薄れてくるだろう。日本では、経済の構造改革が進行し、系列・企業集団の弱化・解体现象が観察されている。しかしそれにしても、市場や企業行動の差は、簡単にはなくなるものではない。シュムペータ型競争論(*)は、資本市場が新規事業に積極的に資金を提供し、イノベーションを基礎とした新規企業が次々に興っては消えていく、破壊的創造が厳に活発な米国の現実を反映しているかもしれない。日本では、ここまでのダイナミズムは存在しているとは思われない。いうまでもなく、こうした競争が行われないのは独禁法に理由があるのではない。これは経済的・社会的理由に基づくものであり、競争法を変えたところで、かかるダイナミズムが直ちに実現できるわけではない。こうした状況下では、規制を緩和させる方向に対しては、より慎重にならざるを得ないだろう。事業法と競争法の関係についても、一義的・普遍的な解は存在しない。規制に当たる者の情報の伝達費用、専門的知識の活用、複数ある政策目標のうち競争政策を責任を持って推進するインセンティブの確保、政治的影響や被規制者の情報・利害からの遮断などを考慮しながら、手続きと執行資源、実績、政治的・制度的環境にあわせた解を個別に探っていくしかない。

情報通信事業では、非経済的価値、とりわけ情報の自由な流通を、競争法を適用する上でどの程度考慮するかも、国・地域により立場の違いがあろう。情報通信分野では、社会的・政治的・情報を発信し享受する自由、政治的社会的表現へのアクセス、メディア・通信の多様性を保つこと、国際間の自由な情報流通の保障が要請される。競争法は、競争を活発にして、価格を下げ、品質を向上させることで、こうした要請に応える。それに加えて、排除・濫用行為を規制し、市場の開放性を維持することによっても、貢献しうる。規模の小さい者や外国企業などの多様な者に、市場へのアクセスを確保することは、こうした観点からも望ましい。しかし、事業者の保護と市場の開放性の維持は、競争促進と効率性とは矛盾する場合がある。こうした矛盾が生じたときにどちらを重視するか、さらにはそもそもこうした非経済的価値を競争法適用において考慮すべきかどうかについては、色々な考えがありえよう。」

※シュムペータ型競争:「イノベーションを行って新しい財を生み出し、市場への導入後、初期には低価格で顧客をひきつけ、ネットワーク効果を出現させて市場を独占し、その間に技術開発と初期の投資を回収し、それからまもなく新しい技術が現れて市場を塗り替え、古い技術の独占を奪ってしまうという形態の競争」。情報通信分野では、これが通常の競争形態であるとの議論がある。

4-3 不可欠設備規律に関するEUの状況

OECD条約82条 (Article 82 of EC Treaty and Joint Dominance)

一又は二以上の事業者が、共同市場又は共同市場の実質的部分における支配的地位を濫用することは、加盟国間の取引がこれにより影響を受けるおそれがある限りにおいて、共同市場と両立せず、したがって、禁止される。

当該濫用は、特に次のような場合に存在することとなる。

- (a) 不公正な購入価格、販売価格その他の不公正な取引条件を直接又は間接に課すこと
- (b) 生産、販路または技術開発を消費者に不利益に制限すること
- (c) 取引の相手方に対し、同等の給付に関して異なる条件を適用し、その結果相手方を競争上不利にすること
- (d) その給付の性質上または商慣習上契約の対象と関係をもたない追加的給付を相手方が承諾することを契約締結の条件とすること

不可欠設備の利用拒絶は、単独の取引拒絶がEC条約82条にいう支配的地位の濫用に該当するとされる場合の一例

※なお、ドイツでは、競争制限禁止法において不可欠設備の概念を明示的に導入(19条4項4号)

【判例】

○マギル判決(1989)

テレビ会社数社が自主制作テレビ番組表の著作権をアイルランドにおいて認められている。複数テレビ会社のテレビ番組表をまとめて掲載するテレビガイドを販売しようとしたマギル社が、著作権ライセンスを各テレビ会社に求めたが、拒絶されたことから、ライセンス拒絶行為はEU競争法82条に違反するとして訴えた事件。欧州裁はこれを認め、ライセンス拒絶がEU競争法82条違反の濫用行為に当たると認定。

○オスカー・ブロンナー判決(1998)

オーストリアで発行部数が国内全購読者の71%を占め、国内唯一の全国的日刊配達システムにおいて独占的な地位を占めていた新聞社メディアプリント社の配達システムの利用を業界4位のオスカー・ブロンナー社が申し出たのに対して、メディアプリント社がそれを拒否した事件。配達システムが不可欠設備か争われたが、欧州裁は、ブロンナー社に対するアクセスの拒否は日刊市場における競争を阻害することはないこと、日刊配達サービスがブロンナー社にとって不可欠サービスでないこと等の理由で、メディアプリント社のアクセス拒否を容認。

○コマーシャル・ソルベツ事件(1974)、テレマーケティング事件(1985)

前者は、結核用薬品原材料市場において独占状態にあったコマーシャル・ソルベツ社が、薬品製造に着手するとともに、同社が従来から薬品原材料を提供してきた顧客への原材料提供を拒否した事件。後者は、ルクセンベルクのテレビ局がその放送する番組におけるテレフォンマーケティング業務を関連会社に独占させ、他の事業者との取引を拒絶した事件。

裁判所は、いずれも一つの市場において支配的地位を有する事業者が隣接市場で競争している事業者に対して、事業者の事業遂行に不可欠である原材料又はサービスの供給を拒絶することは、EU競争法82条の濫用行為を構成するとした。

4-4 不可欠設備規律とEU通信法制

- 不可欠設備について、競争法レベルでは、EC条約に関連規定がある。
- EC条約82条に基づく不可欠設備の理論を通信法制にも適用し事前規制を課している。

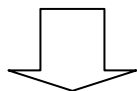
不可欠設備に関連する競争法上の条文例

OECD条約82条(Article 82 of EC Treaty and Joint Dominance)

一又は二以上の事業者が、共同市場又は共同市場の実質的部分における支配的地位を濫用することは、加盟国間の取引がこれにより影響を受けるおそれがある限りにおいて、共同市場と両立せず、したがって、禁止される。

当該濫用は、特に次のような場合に存在することとなる。

- (a) 不公正な購入価格、販売価格その他の不公正な取引条件を直接又は間接に課すこと
- (b) 生産、販路または技術開発を消費者に不利益に制限すること
- (c) 取引の相手方に対し、同等の給付に関して異なる条件を適用し、その結果相手方を競争上不利にすること
- (d) その給付の性質上または商慣習上契約の対象と関係をもたない追加的給付を相手方が承諾することを契約締結の条件とすること



事前規制として導入

通信分野における不可欠設備へのアクセス

「電気通信分野におけるアクセス協定に対する競争法の適用に関する告示」 (1998年欧州委員会)

OECD競争法82条に基づく不可欠設備の理論は電気通信分野にも適用されることを明記。

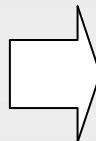
○ 電気通信のネットワーク・インフラである設備を支配する事業者に対し、当該設備へのアクセスを他の事業者に認めることを命ずるべきか判断する際の考慮要因として、以下を列記。

- (1) 当該設備へのアクセスが、事業者がその関連市場において競争するために一般的に不可欠であること。
- (2) アクセスを与えるに足る十分な供給能力が存在すること。
- (3) 当該設備の所有者が既存の商品・サービスの市場における需要を満たしていないこと、潜在的な新しい商品・サービスの登場を妨げていること、若しくは既存の又は潜在的な商品・サービスの市場における競争を阻害していること。
- (4) アクセスを求める事業者が合理的かつ非差別的な価格を支払う用意があり、その他すべての点について非差別的なアクセス条件を受け入れていること。
- (5) アクセス拒絶に対する客観的な正当化理由が存在しないこと。

「アクセス指令」(2002年欧州委員会)

OEU加盟国の規制機関に次の基準を義務付け。

- (1) SMP事業者ネットワークの接続提供義務を課す。
- (2) アクセス拒絶をする場合には、技術的制約等の客観的理由がなければならない。
- (3) 対抗企業に与える接続は、自社部門と客観的に同等条件でなければならない。
- (4) 接続料金の規制は、既存企業の投資コストに適性な報酬率(リスク配慮分を含む)を与えるものでなければならない。



(参考1) EU 電子通信規制パッケージ

- 「枠組み指令」に基づき、競争評価を実施し、市場支配力を有する事業者に対して事前規制。（「SMPガイドライン」において分析手法を定め、「関連市場勧告」において対象とする関連市場を定義。）
- SMP事業者に対しては、「アクセス指令」において接続規律を、「ユニバーサルサービス指令」において消費者保護を規律。

枠組み指令

電子通信ネットワーク及びサービス等に関する欧州域内で調和の取れた規制枠組み確立のための基本原則（市場分析の実施等）について規定（2002年4月）

アクセス指令

電子通信ネットワーク等へのアクセス・相互接続規制について規定（2002年4月）

競争指令

電子通信ネットワーク及びサービスの提供に伴う特別な権利の廃止等について規定（2002年9月）

認可指令

事業参入資格の一般認可制及び一般認可により付与される権利・条件等について規定（2002年4月）

ユニバーサルサービス指令

小売料金規制、ユニバーサルサービスの範囲・費用算定等について規定（2002年4月）

無線周波数決定

欧州委員会による欧州域内の周波数政策の調整及び周波数の効率的な使用の確保について規定（2002年4月）

プライバシー保護指令

事業者のセキュリティ確保の責務、SPAM対策、個人情報の取扱い等について規定（2002年7月）

SMPガイドライン

市場分析の方法及びSMPの判定基準等について規定（2002年7月）

関連市場勧告

市場分析の対象とする18の市場を定義（2003年5月）

※年月はいずれも官報掲載時期

(参考2) SMPの概念・評価方法

- EUでは、「枠組み指令」において、SMP (significant market power: 重大な市場支配力) の概念を定義。
- 「SMPの評価に関するガイドライン」で、SMPの概念や評価方法を詳細に規定。なお、単独支配と共同支配が存在。
- 「関連市場勧告」で、市場分析の対象とする関連市場を定義。

欧州委員会「枠組み指令」第14条：重大な市場支配力を有する事業者
 事業者が、単独で又は他社と共同で、ドミナンスに相当する地位、すなわち、競争事業者、顧客そして最終的には消費者からも独立していると認められる程度に行動できる力のある強い経済的地位を享受している場合には、その事業者は重大な市場支配力を有するものとみなされるものとする。

単独支配
 (single dominance)

共同支配
 (collective dominance)

欧州委員会「関連製品・サービス市場に関する勧告」

- 小売レベル**
- ① 固定公衆電話網へのアクセス (住宅用顧客向け)
 - ② 固定公衆電話網へのアクセス (非住宅用顧客向け)
 - ③ 固定市内及び(又は)全国電話サービス (住宅用顧客向け)
 - ④ 国際電話サービス (住宅用顧客向け)
 - ⑤ 固定市内及び(又は)全国電話サービス (非住宅用顧客向け)
 - ⑥ 国際電話サービス (非住宅用顧客向け)
 - ⑦ 最小限の専用線一式

- 卸売レベル**
- ⑧ 固定公衆電話網上の呼発信
 - ⑨ 個々の固定公衆電話網上の呼着信
 - ⑩ 固定公衆電話網における中継サービス
 - ⑪ ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブグループへのアンバンドルアクセス
 - ⑫ ブロードバンドアクセス
 - ⑬ 専用線の終端
 - ⑭ 専用線の幹線部分
 - ⑮ 移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信
 - ⑯ 個々の移動体電話網上の呼着信
 - ⑰ 移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸売の全国市場
 - ⑱ 放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

欧州委員会「SMPの評価に関するガイドライン」

- 第1章 概要**
- 1.1 本ガイドラインの範囲と目的**
5. (前略) 枠組み指第14条のドミナンスに相当する立場に事業者がいる結果、市場の競争が効果的でないと判断される場合のみ、NRAが介入して事業者に義務を課すことになる。(後略)
- 1.3 競争法との関係**
24. 規制枠組みの下で市場が定義され、SMPは競争法と同様の手法を用いて評価される。(後略)
30. 事前規制を目的として特定された市場で、SMPを有するとして事業者を指定することは、自動的にEC条約第82条又は各国内の類似の規定上もこの事業者がドミナントである、という意味ではない。さらに、SMPの指定は、その事業者がEC条約第82条又は各国内の競争法で意味するドミナントな立場を濫用したかどうかとは関係ない。それは単に、構造上から短・中期的に、その事業者が特定された関連市場ではっきりと分かるほど、競争相手、顧客及び究極的には消費者と関係なく行動する十分な市場支配力を有するか、若しくは有する見込みであるという意味にすぎない。(後略)
- 第3章 SMPの評価(ドミナンス)**
70. 枠組み指令第14条...(中略)...は、裁判所の判例が示したEC条約82条における支配的地位(dominant position)の概念に依拠するものである。新たな枠組みは、SMPの定義を、EC条約第82条の意味における裁判所のドミナンスの定義と一致させた...(中略)...一つないし複数の事業者が関連市場において支配的な地位にあるかどうかを事前に評価する場合、実行され申立があった地位濫用に関して原則として事後的に第82条を適用する競争当局が依拠するものとは異なった、仮定と予測に基づいてNRAは評価を行う。(後略)
71. (前略)ドミナンスの概念を事前に適用する際、NRAは、経済的、事後的、法的状況の複雑な特徴に相応した裁量権を与えられなければならない。
- 3.1 SMPの評価基準**
78. 支配的地位の存在を大きな市場シェアという単一の根拠では確認できないということを強調することは重要である。上述のとおり、市場シェアが大きいことは、関係事業者が支配的地位にあるかもしれないということを意味するだけである。したがって、NRAは、SMPの存在についての結論に至る前に、関連市場の経済的特徴を徹底的かつ全体的に分析すべきである。(後略)
- 3.1.2 共同支配(collective dominance)**
86. EC条約第82条では、支配的地位は1社又は複数の事業者によって保有されうる(共同支配)。 枠組み指令第14条も、事業者が単独で又は他の事業者と共同して、SMPを享受する、つまり支配的地位にいる可能性がある」と規定している。

※ 勧告と異なる市場の定義を行う場合には、欧州委員会等との協議が必要

(参考3) SMP事業者に対して課される義務

○ 関連市場においてSMP事業者を認定した場合は、必要に応じ、原則として卸売市場に関連する責務は「アクセス指令」第9条から第13条に基づいて、小売市場に関する責務は「ユニバーサルサービス指令」第17条から第19条に基づいて義務を課することとなる。

【アクセス指令】 ➡ 事業者間

【ユニバーサルサービス指令】 ➡ 対利用者

	内容
透明性の義務 (第9条)	➢ 会計情報、技術仕様、供給及び利用に関する条件、料金等の情報を公表
無差別の義務 (第10条)	➢ 同等のサービスを提供する他の事業者に対して同等の状況において同等の条件を適用
会計分離の義務 (第11条)	➢ 相互接続及びアクセスに関連した特定の活動に関して会計分離の義務を賦課(例: 垂直統合型企業では、卸料金及びその内部移転料金を透明化)
特定のネットワーク設備へのアクセス及び利用の義務 (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定のネットワーク要素及び設備へのアクセス(注)を第三者に提供 ➢ コロケーション又は管路、建物、電柱の共用等設備の共用を提供 ➢ ネットワーク又はネットワーク設備と相互接続
料金規制及びコスト計算の義務 (第13条)	➢ 特定の種類の相互接続及びアクセスの提供に関して、料金をコストに基づくこととする義務を賦課

	内容
小売りサービスに関する規制 (第17条)	➢ 特定された事業者が法外な価格を請求しない、市場への参入を妨げない若しくは略奪的価格を設定することにより競争を制限することがない、特定のエンド・ユーザーに不当な特惠を示さない又はサービスを不当に抱き合わせしないという要件を賦課
最小限の専用線一式に関する規制 (第18条)	➢ 規格一覧表(List of Standards)と同一とみなされた最小限の専用線一式の提供及び当該提供の条件に関する義務を、特定の専用線市場に関係する事業者 ¹ に賦課
事業者の選択及び事前選択 (第19条)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ その加入者が公に利用可能な電話サービスの相互接続提供者のサービスに、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者選択コードをダイヤルすることにより通話単位で利用できる ・ 事前選択の場合、事業者選択コードをダイヤルすることにより通話単位で事前の選択肢を無効にするサービスを備えるように、要求。

(注) ネットワーク要素及び関連設備へのアクセスとして、具体的には①加入者回線へのアクセスや加入者回線を通じてサービスを提供するために必要な設備及びサービスへのアクセス、②建物、管路及び電柱を含む物理的インフラへのアクセス、③番号変換又は同等の機能を提供するシステムへのアクセス(ローミングのための固定及び移動体のネットワークへのアクセスを含む。)、④デジタル放送のための条件付きアクセスシステムへのアクセス等が例示されている(アクセス指令第2条(a))。

4-5 欧州における放送プラットフォーム規律の概要

○ EUでは、放送プラットフォーム規律を不可欠設備規律の延長線上で捉えつつ、通信法制において事前規制を課している。

	指令	英国	独国	仏国
CAS※1	○加盟国は、Annexに定める条件を担保しなければならない ・公平かつ無差別な取扱い ・会計分離 等	○義務あり ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・会計分離 ・約款公表 等	○義務あり ・公平無差別な条件での提供義務 ・会計分離 ・料金届出 等	○義務あり (・CAS機能等を提供する別会社を設立することが必要とされている) ・公平、妥当、無差別な条件での提供義務 等
	アクセス指令 § 6	2003年通信法 § 45等	電気通信法 § 50、州間放送協定 § 53(1)	視聴覚法 § 30-2, 95
EPG※2	○加盟国は、条件を付すことができる	○義務あり(暫定措置) ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・約款公表	○義務あり ・公平無差別な条件での提供義務	○不明
	アクセス指令 § 5	2003年通信法 § 45等	州間放送協定 § 53(1)	
API※3	○同上	○義務あり(暫定措置) ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・会計分離 ・約款公表 等	○義務あり ・公平無差別な条件での提供義務	○不明
	アクセス指令 § 5	2003年通信法 § 45等	電気通信法 § 49、州間放送協定 § 53(1)	

※1 Conditional Access Service (限定受信サービス) ※2 Electronic Program Guide (電子番組案内) ※3 Application Program Interface

■ BiB(双方向放送のプラットフォーム事業を行う会社)に関する欧州委員会決定

BiBに対して欧州委員会は欧州独禁法に基づき以下の決定(1999年9月15日)。この方針を一般化したものが上記のアクセス指令。

- 法的性格 : BiB (British Interactive Broadcasting BSKyB、BT等が出資)の双方向放送事業に対して、欧州独禁法に基づく欧州委員会の決定(条件を付けたうえで、独禁法違反でないことを確認)
- 本件の重要な要因
 - ・ 双方向テレビを使った電子取引プラットフォームは、パソコンとインターネットによる電子取引プラットフォームと異なる市場を構成
 - ・ 視聴者は、テレビ周辺に2つ以上のSTBを置きたがらない(→不可欠設備性)。
- 欧州委員会が付けた条件(双方向テレビプラットフォーム市場での公正競争の確保)
 - ・ STBへの相乗りを容易化(CAS、EPG、APIのライセンスを開放、STBを安価に配布するための負担金回収の被差別化)
 - ・ キラーコンテンツの非差別的供給
 - ・ BTによるケーブル会社保有制限

(出典): 白石忠志「BiBとAOL/タイムワーナー」(法学教室2001.2)等により事務局作成

4-6 不可欠設備規律に関する米国の状況

○米国・シャーマン法2条(The Sherman Antitrust Act (1890) Section 2. Monopolizing trade a felony: penalty)

数州間又は外国との取引もしくは通商のいかなる部分であれ、これを独占し、又は独占する目的を持って他のものと結合又は共謀する者は、重罪を犯したものとみなす。有罪判決が出された場合においては、裁判所の裁量によって、法人の場合は1000万ドルを超えない罰金が、個人の場合は35万ドルを超えない罰金か、もしくは3年を超えない入獄か、もしくは入獄と罰金の両方が科せられる



不可欠設備の利用拒絶は、状況の総合判断から取引拒絶の不当性を認めた場合にはじめてシャーマン法2条に違反

【判例】

○MCI判決(1983)

AT&Tが独占していた電話市場中の長距離電話部門に参入したMCIが、地域通信回線への接続をAT&Tに拒絶されたため提訴した事件。判決は次の4条件(一般に不可欠施設法理(essential facility doctrine)と呼ばれる。)を満たす取引拒絶をシャーマン法2条違反とすべきとした。①競争相手の活動に不可欠の施設を市場支配的企業が専有している、②それと同等の施設を新設することは不可能に近い、③競争相手と取引することを支配的企業が拒絶している、④支配的企業が競争相手と取り引きすることが実行可能である。

○アラスカ航空判決(1991)

アラスカ航空からユナイテッド航空のCRS(コンピュータベース利用の航空予約システム)へのアクセス申込みに対する拒絶に関して、単独企業が所有する施設を不可欠施設とみなすのは、川下産業における競争が消滅させられる可能性がある場合だけであると、他の競合CRSが存在することから不可欠性を否定した。

○トリンコ判決(2004)

支配的地域電話会社であるヴェライゾンに対して、トリンコ法律事務所が訴えを起こした事件において、最高裁は通信法等の規制法が接続義務を課している状況では、シャーマン法2条の不可欠設備法理を適用する必要がないとした。

4-7 「ネットワークの中立性」に関する米国FCCの政策声明(05年8月)

- FCCは、ネットワークの中立性をめぐる議論を背景として、通信法第230条(b)、第706条(a)(注)に基づき、「ブロードバンド開発を促進し、公共インターネットの開放性と相互接続性を維持・促進するための4原則」を公表。
- ここでは、ネットワークから、アプリケーション・サービス、コンテンツ全体を視野に入れて、ブロードバンド上の公正競争を捉えている。

ブロードバンド開発を促進し、 公共インターネットの開放性と相互接続性を維持・促進するための 4原則

- 消費者は、自らの選択により、合法的なインターネット上の**コンテンツにアクセスする権利**を有する。
- 消費者は、法の執行の必要性に従いつつ、自らの選択によって**アプリケーションやサービスを享受する権利**を有する。
- 消費者は、**ネットワークに損傷を与えない合法的な端末装置を自らの選択によって接続する権利**を有する。
- 消費者は、**ネットワークプロバイダ、アプリケーション&サービスプロバイダ、コンテンツプロバイダ間の競争を享受する権利**を有する。

委員会(FCC)は、上記の原則を進行中の政策策定活動に盛り込む(この政策宣言において規則を採択しようとするものではない)。

(注)連邦通信法・関係規定(抜粋)

通信法第230条(b) 政策――次の事項を行うことは、合衆国の政策である。

(1) インターネット(略)の継続的な開発を促進すること。

(2) インターネット(略)のために現在存在する活気に満ち、かつ、競争的な自由市場を、連邦又は州の規制によって拘束しないで、保持すること。

通信法第706条(a) 総括規定――委員会及び電気通信サービスの規制に対する管轄権を有する各州の委員会は、(略)すべての米国人に対して高度電気通信性能を合理的かつ時宜に適した方式で提供することを奨励する。

4-8 諸外国の対応例(マイクロソフトの例)

○インターネット・PCの分野では、「ブラウザソフト」や「メディアプレーヤー」に対するマイクロソフトOSの独占力利用に対し、各国で独禁当局により対応、訴訟にも発展。競争事業者による訴訟も提起。(ただし、解決に時間がかかり、勝訴するも失ったシェアを回復できず、マイクロソフトと提携する企業も。)

1 独禁当局における対応事例

国名	日時	判決	判断内容	MSへの要求事項	その後の対応
アメリカ	2000年4月4日 (ワシントン連邦地裁)	反トラスト法違反による是正処置	<ul style="list-style-type: none"> ・OS独占を反競争的手段で維持し、ブラウザ市場を独占しようとした ・OS市場の独占力を利用し、ブラウザソフトの抱合せ販売で自由取引を制限した → 違反状態改善のため是正措置を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・Windows技術情報の開示 ・他メーカーがWindowsの初期画面アプリなどの構成を操作する自由 ・競合する会社への圧力の禁止などの行動制限と監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・司法省が4月28日、OS会社とOS以外を販売する会社の2社に分割することを提案。6月7日、地裁はMS社に対して分割を命令 ・MS社は控訴
	2001年6月28日 (ワシントン連邦高裁)	破棄差し戻し	<ul style="list-style-type: none"> ・「OS市場における独占を維持するために、不法な非競争的行為を働いた」点は支持 ・「独占をブラウザ市場に拡大しようとした」点是否定 ・「ブラウザをWindowsに統合することが非競争的行為にあたるかどうか」は差し戻し 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立系ソフトウェア・ベンダーが機能ベースで競合できる製品を開発可能に ・メーカーが、MS社と競合するソフトウェア開発者と柔軟に契約でき、ミドルウェア製品をWindowsと共に提供可能に ・競合製品利用者への報復を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年11月、米司法省とMS社が和解 ・2004年7月、司法省並びに18州との和解について確定する旨の最終判決
EU	2004年4月25日 (欧州委員会)	EC条約第82条違反による制裁処置	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft社が欧州市場におけるパソコンOSの独占的立場を悪用し、サーバーOSやメディアプレーヤーの販売に関して欧州の独占禁止法に違反した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰金(4億9720万ユーロ) ・ワーク・グループ・サーバに対するインタフェース情報を120日以内に開示 ・「Windows Media Player」を搭載しないWindows OSを90日以内に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年5月、プロトコラライセンス案を提出→却下 ・2005年6月、Windows XP Nの提供開始 ・2005年12月より技術情報文書を段階的に提出
	2006年7月12日	上記に従っていないとして、更なる制裁措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト開発企業がウィンドウズ上で自由にソフトを動かせるように、「完全かつ正確な」技術情報を開示しなくてはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術情報の開示 ・新たに2億8050万ユーロの罰金 ・1日あたりの制裁金を300万ユーロに 	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年7月31日、MS社は新たな技術情報文書の提出
	2007年3月1日	警告	<ul style="list-style-type: none"> ・Windowsの技術情報を妥当なロイヤリティで競合ベンダーに提供するように警告 ・裁判所にMSが提出した資料によれば、MSがライセンス料として提示している金額を、正当化するだけの革新性がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・4週間以内に対応しない場合、新たな制裁金を科す 	<ul style="list-style-type: none"> ・MS社はライセンス料が同種のものとしては市場価格より30%安いと反論
韓国	2005年12月7日 (韓国公正取引委員会)	独占禁止法違反による是正措置	<ul style="list-style-type: none"> ・Windows製品に「Windows Media Player」と「MSN Messenger」を、Windows Server製品に「Windows Media Service」を同梱したことは「市場の独占的地位を乱用した」と判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰金(330億ウォン) ・180日以内にWMP非搭載OSの提供 ・WMP非搭載Windows Serverの提供 ・競合ソフトのDL用Webページにユーザーを誘導できるMedia Center提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・MS社が控訴 ・2006年8月、「Windows XP KN」「Windows XP K」の提供開始。オリジナル版の販売停止

2 競争事業者からの訴訟

国名	日時	競合企業	提訴内容	判決・和解内容	備考
アメリカ	2002年1月提訴 →2003年5月29日和解	AOL Time Warner	・AOL傘下のネットスケープは、 MS社がIEブラウザについて不当な販売促進を行っているために、ネットスケープブラウザが被害を受けたとして提訴。	・AOLに和解金7億5000万ドルを支払う ・デジタルメディア普及促進策を共に探求 ・IEの7年間利用料無料ライセンスを提供 ・Windows Meida9の長期・非排他的ライセンスをAOLに提供 等	
アメリカ	2002年3月8日提訴 →2004年4月2日和解 (サンノゼ連邦地裁)	Sun Microsystems	・MS社がサン社の Javaを実行できない製品の販売を他社に強制して、事実上Javaを使用不能に追い込み、普及を阻害したと主張	・サンに19億5000万ドルを支払う ・ユーザ認証管理等技術的側面で提携	・2005年5月、シングルサインオン技術を共同開発
アメリカ	2004年11月8日和解	Novell	・Netware OSについて、損害を受けたとして、提訴	・Novellに5億3600万ドルを支払うこと ・MS社に対する欧州委員会の訴訟から手を引くこと	・和解後、WordPerfectについてさらに提訴
アメリカ	2005年4月11日和解	ゲートウェイ	・自社製PCにMS社のIEを搭載することに積極的でなく、ライバルの Netscape Navigatorを支持したため、MS社から高額なソフトウェア代金の支払いを要求された	・4年間で1億5000万ドルを支払う ・ゲートウェイはMS社の現行・次世代OSやソフトウェアと連携する新製品のマーケティング等に和解金を充てる	
アメリカ	2003年12月18日提訴 →2005年10月11日和解	Real Networks	・MS社が独占的な力を行使し、PCメーカーの 競合メディアプレーヤーのインストールを制限 ・Windowsユーザーに対してはMicrosoftのメディアプレーヤーの利用を強制させている	・Realに4億6000万ドルの現金を支払う ・3億100万ドルの現金を投入してRealの楽曲／ゲーム事業をサポートする ・Realのサブスクリプション形式の音楽サービスRhapsodyをMSNから売りこむ	
アメリカ	2005年6月提訴 →2006年6月30日棄却 (メリーランド州連邦地裁)	Go Computing	・PCのOS市場に参入しようとするGoを妨害したとして、Microsoftを独占禁止法違反で提訴。	・MSからの却下の申し立てを認めて、棄却	・Go Computingはベンコンピューティングの会社
アメリカ	2006年2月21日提訴	Tangent	・排他的かつ限定的なやり方によって、MS社はOSの価格を競争的な価格帯以上に維持することで、(Tangentに対して)莫大な打撃を与えた、と主張	現在公判中	・tangentは官公庁、教育、民間向けにPC等を販売する会社

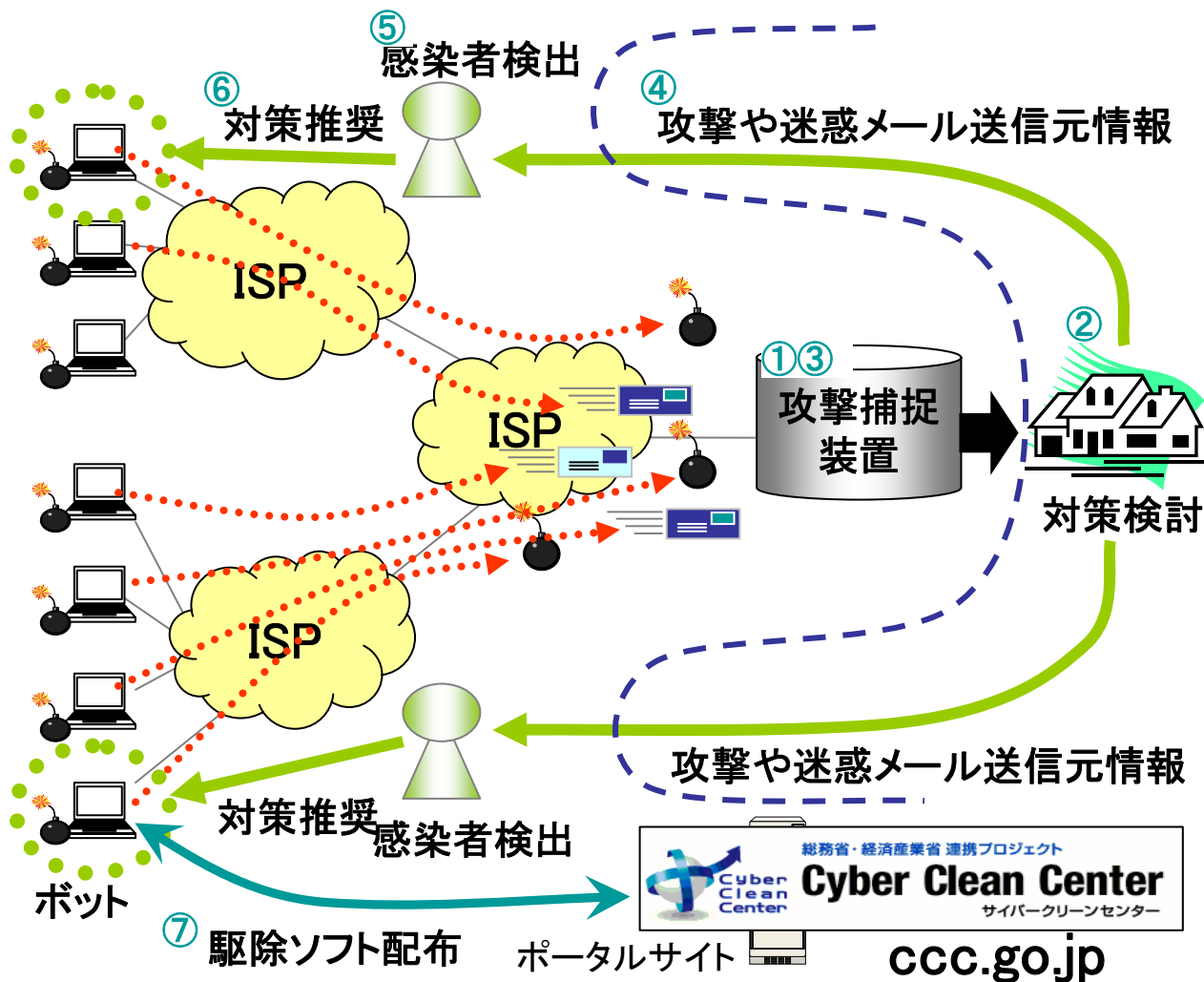
4-9 諸外国の対応例(アップルの例)

○ EU諸国、特に北欧圏で、iTunes Storeで利用されているDRM「Fair Play」を、他社製のデジタル音楽プレーヤーでも利用できるようにするべきとの動きが多く現れてきている。(ただし、対応法制は著作権法、消費者保護法など様々。)

国名	フランス	ノルウェー	デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ドイツ、フランス、オランダ	アメリカ
関係法	DADVSI法(情報社会における著作権及び著作隣接権に関する法律)	マーケティング規制法	—	反トラスト法
日時	2006年8月3日 公布	2007年1月24日 審決	2007年1月 発表	2006年7月21日 提訴 (カリフォルニア)
判断内容	著作権法の改正により、DRM技術の公開を義務づける	公的消費者オンブズマンによって、消費者の権利を侵害していることが認定された	欧州各国のオンブズマン、消費者団体が、ノルウェーの動きと同調することを発表	FairPlayは反トラスト法違反であるとする集団訴訟を提起
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>DRMは私的複製の例外の享受を妨げるものであってはならない</u> ・技術的手段規制局の設立 <ul style="list-style-type: none"> →上記の監視を行う →局長は、<u>DRMの分野における支配的地位の濫用、自由競争阻害行為を競争委員会に提訴可能</u> ・競合他社が相互運用性を確保できるよう、情報提供の義務を課す <ul style="list-style-type: none"> →ただし、著作権者がDRMの利用を許可している場合、その限りではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>iTSの楽曲が、DRMによって他の機器で再生ができないのは不当</u>。下記3つの何れかの対策を9/30までに行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 他のメディアプレイヤー開発会社に、FairPlayをライセンスすること 2. 他の会社とOpen StandardなDRM技術を開発すること 3. DRMの利用をやめること ・MSN、CDON.COM、Musiconline、Prefueled等、他の音楽サービスも射程 	左記と同様	<ul style="list-style-type: none"> ・Apple社のFair Play技術は、ライバル社のメディアプレーヤーで、iTunesの音楽、ビデオ等を再生するのを防ぐことを主たる目的としているため、反トラスト法に違反している、という主張
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年3月21日に、仏下院で、Digital Contents Providerに対して、著作権管理技術の詳細を、公開するように義務づける法案が成立。 ・Apple社等の反論もあり、上記のように条件を緩和する形で法案修正、成立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1972年6月16日制定「市場コントロール法」により消費者オンブズマンと市場監視委員会は設立され、行政府に属し、国王が任命する。 ・市場監視委員会は、裁判所と同じ権限を行使できる。また、<u>消費者オンブズマンの権限は市場のコントロールと助言に限定されるが、特定の事例に対しては介入も指示できる</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンブズマン制度はスウェーデンで成立後、欧州各国に広がっているが、北欧諸国では、各オンブズマンが共同して動くようにしており、1つの国の判断が、他の国でも同じように行われやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Apple社は原告の訴えを退けることを求めたが、12/20に棄却され、<u>現在訴訟進行中</u>

5 普及性を確保すべきプラットフォーム機能(セキュリティ(ボットネット対策)の例)

○ 例えば、ボットネット(「ボットプログラム(一種のPCウイルス)」に感染したPC群。悪意の管理者からの指示に従い様々なサイバー攻撃を協調して実施)に対しては、行政・ISP等が連携して、対応するセキュリティ機能の普及に努めている。



- ① 極めて多数のIPアドレスを付与した「攻撃捕捉装置」を設置。感染拡大中のボットプログラムを確保。
- ② 確保したボットプログラムについて、内部解析を実施。併せて、ボットプログラムの駆除ソフトを作成
- ③ 解析結果を踏まえ、確保済みのボットプログラムを他者に迷惑をかけないように、動的保存。新たに配布されるボットプログラムを確保
- ④ ②の解析結果を踏まえ、ボット化したPCによる通信特性をISPに伝達
- ⑤ ④をもとに、ボット化したPCを検出
- ⑥ ボット化したPCの所有者(接続契約者)に対し、駆除ソフトの利用を推奨
- ⑦ ポータルサイトにて駆除ソフトを配布

なお、青字部分②は経済産業省にて、
緑字部分⑥は、ISPにて実施